

第五十九回 帝國議會貴族院 地租法案特別委員會議事速記錄第六號

昭和六年三月十七日(火曜日)午前十時三

十六分開會

○委員長(伯爵柳澤保惠君) 開會イタシマス

〔森田福市君發言ノ許可ヲ求ム〕

○委員長(伯爵柳澤保惠君) チヨット御待チ下サイ、速記中止……

〔速記中止〕

○委員長(伯爵柳澤保惠君) 速記開始、長岡君

○長岡隆一郎君 私ノ大體問題ニ對スル質問ハ極メテ簡単デゴザイマシテ、ホンノ二三デアリマス、地租法案以下各法案ノ審議ニ這入リマシテカラシテ、法案ニ付テ多少質疑モ残シテ居リマスガ、一般問題トシテハ、他ノ委員ノ質問應答ニ依テ私ノ疑ヲ晴ラシタコトモゴザイマスカラ簡単ナ問題ヲ二三御尋ヲ致シタイ、成ルベク御答辯モ簡單ニ願ヒタイト思ヒマス、第一ハ昨年ノ特別議會ヲ通過イタシマシタ義務教育費國庫負擔金増額ノ行方デゴザイマス、是ハ現内閣ノ重要政策ノ一つデゴザイマシテ、昨年ノ特別議會ニ於ケル先づ唯一ノ重要法案ト申シテモ宜イ位ノ案デゴザイマスガ、當時

政府ハ、地方稅ノ負擔ハ國稅ノ負擔ニ比シ過重ナルガ故ニ、右國庫負擔金ノ増額ヲ以テ地方稅輕減ノ資ニ充テラレムコトヲ期ス

ト云フ旨ノ御説明ガゴザイマシタ、是ガ議會ヲ通過イタシマシテ一千萬圓増額ニナッ

タノデアリマスガ、其實際ノ成績ハ國民ノ齊シタ之ヲ聽カムト欲スル所デアルノミナラズ、今回ノ減稅案ヲ審議スルニ付キマシテモ重要ナル参考ニナル問題デアラウト私

ハ考ヘテ居リマス、政府ハ衆議院ノ減稅案ノ特別委員會ニ於キマシテ、義務教育費國庫負擔

云フコトヲ前提トイタシテ、ソレヲ信ジテ質問ヲ致シマス、私ハ義務教育費國庫負擔

ノ減調、之ヲ本委員會開會ノ初ニ要求イタシテ置キマシタガ、マダ戴キマセヌ、ソコデ

已ムヲ得ズ政府ガ衆議院ニ御配付ニナリマシタ……只今私ダケニ戴キマシタガ、マダ

目ヲ通シテ居リマセヌカラ、衆議院ニ御配付ニナリマシタ材料ニ依テ質問ヲ致シマ

ス、只今金額ハ變リナイ、斯ウ云フコトデゴザイマス、ソレデ先づ此衆議院ニ於キマス、只今金額ハ變リナイ、斯ウ云フモノハ一體何デ

千圓ノ東京市ノ減稅ト云フモノハ一體何デゴザイマスカラ、伺ヒタイ、此下渡金ハ既ニ

義務教育費國庫下渡金ノ科目ノ中ニ東京市ハ受入レテ居リマス、一般歲入ノ中ニ這入

テ居リマス、最早年度モ十數日シカゴザイ

マセヌカラ、此金ヲ減稅ノ資ニ充テ、何ヲ

輕減イタシマスカラ存ジマセヌガ、大概ノ稅

ハモウ取テ居リマスカラ、各戸ニ二錢カ

通リデ宜シウゴザイマス、其九百七十九万

圓ト御答ヘシタノハ、其時ハサウ御答ヘ致

シマシタガ、其後ノコトハ今地方局長カラ御答ヘルコトニ致シマス

○長岡隆一郎君 大臣カラ衆議院ノ答辯デ

大體宜シトスウ云フ御答辯デ満足イタシマス、然ラバ衆議院ニ於ケル政府ノ九百七

十九万圓餘ヲ地方稅ノ負擔輕減ニ充テタト云フコトヲ前提トイタシテ、ソレヲ信ジテ

質問ヲ致シマス、私ハ義務教育費國庫負擔

金増額ニ因ル各都市減稅種目別金額並ニ輕

減調、之ヲ本委員會開會ノ初ニ要求イタシテ置キマシタガ、マダ戴キマセヌ、ソコデ

已ムヲ得ズ政府ガ衆議院ニ御配付ニナリマシタ……只今私ダケニ戴キマシタガ、マダ

目ヲ通シテ居リマセヌカラ、衆議院ニ御配付ニナリマシタ材料ニ依テ質問ヲ致シマ

ス、只今金額ハ變リナイ、斯ウ云フコトデゴザイマス、ソレデ先づ此衆議院ニ於キマス、只今金額ハ變リナイ、斯ウ云フモノハ一體何デ

千圓ノ東京市ノ減稅ト云フモノハ一體何デゴザイマスカラ、伺ヒタイ、此下渡金ハ既ニ

義務教育費國庫下渡金ノ科目ノ中ニ東京市ハ受入レテ居リマス、一般歲入ノ中ニ這入

テ居リマス、最早年度モ十數日シカゴザイ

マセヌカラ、此金ヲ減稅ノ資ニ充テ、何ヲ

輕減イタシマスカラ存ジマセヌガ、大概ノ稅

ハモウ取テ居リマスカラ、各戸ニ二錢カ

通リデ宜シウゴザイマス、其九百七十九万

圓ト御答ヘシタノハ、其時ハサウ御答ヘ致

ニナッテ居ルカドウカ、私實際ヲ調査イタシテ見マシタ所ガ、此表ニ依リマスト、東京

市ニ於キマシテハ九万九千五百七十六圓減税ヲ致シタト云フヤウナ御調ベニナッテ居

ル、私が東京市ノ當局者ニ聽キマシタ所ガ一向減稅ノ事實モナク、又課率ヲ變更シテ更正豫算ヲ議決シタト云フヤウナコトモ聞キマセヌ、尤モ數週間前ニ聞イタノデアリマシテ其後市會デ議決ヲシテ居ルカドウカ更正豫算ヲ作テ貰ハナケレバ困ルト言ッテ、地知リマセヌガ、數週間前ニ聞キマシタ所ガ、東京市ノ當局者ノ或ル者ハ、早ク更正豫算ヲ作テ貰ハナケレバ困ルト言ッテ、地方局長カラ御電話ガアッタガ、マダヤツテ居ナイ、斯ウ云フコトヲ申シテ居リマスガ、

サウ致シマスルト、此表ニアリマス九万九千圓ノ東京市ノ減稅ト云フモノハ一體何デゴザイマスカラ、伺ヒタイ、此下渡金ハ既ニ

ゴザイマス、ソレデ先づ此衆議院ニ於キマス、只今金額ハ變リナイ、斯ウ云フモノハ一體何デ

千圓ノ東京市ノ減稅ト云フモノハ一體何デゴザイマスカラ、此金ヲ減稅ノ資ニ充テ、何ヲ

軽減イタシマスカラ存ジマセヌガ、大概ノ稅

ハモウ取テ居リマスカラ、各戸ニ二錢カ

通リデ宜シウゴザイマス、其九百七十九万

圓ト御答ヘシタノハ、其時ハサウ御答ヘ致

ニナッテ居ルカドウカ、私實際ヲ調査イタシテ見マシタ所ガ、此表ニ依リマスト、東京

市ニ於キマシテハ九万九千五百七十六圓減税ヲ致シタト云フヤウナ御調ベニナッテ居

ル、私が東京市ノ當局者ニ聽キマシタ所ガ一向減稅ノ事實モナク、又課率ヲ變更シテ更正豫算ヲ議決シタト云フヤウナコトモ聞

キマセヌ、尤モ數週間前ニ聞イタノデアリマシテ其後市會デ議決ヲシテ居ルカドウカ更正豫算ヲ作テ貰ハナケレバ困ルト言ッテ、地

知リマセヌガ、數週間前ニ聞キマシタ所

ガ、東京市ノ當局者ノ或ル者ハ、早ク更正豫算ヲ作テ貰ハナケレバ困ルト言ッテ、地

方局長カラ御電話ガアッタガ、マダヤツテ居ナイ、斯ウ云フコトヲ申シテ居リマスガ、

サウ致シマスルト、此表ニアリマス九万九千圓ノ東京市ノ減稅ト云フモノハ一體何デゴザイマスカラ、此金ヲ減稅ノ資ニ充テ、何ヲ

カ、ソレトモ最近ニ至リマシテ此表ニアル
如ク九万九千圓ノ減稅ト云フモノヲ東京市
デ議決シテ居リマスカドウカ之ヲ伺ヒタイ、
ソレカラ神奈川縣ノ横濱市ニ於キマシテ、
政府ノ御配付ニナリマシタ書類ヲ見マスル
ト云フト、一万九千百二十九圓ト云フモノ
ヲ減稅シタル如ク書イテアリマス、是ハ私
ハ神奈川縣ノ縣廳ノ友人ニ問合セテ見タ所
ガ、一向減稅ハシテ居ナイ、却テ實ハ斯ウ
云フ書類ガ出テ因ツテ居ルト云フコトヲ言
テ居リマス、横濱市長カラ神奈川縣知事ニ
宛テタ書類「第一四〇六號、昭和五年九月十
七日、横濱市長有吉忠一、神奈川縣知事山
縣治郎殿、市町村義務教育費國庫負擔法改
正ニ關スル件、七月九日附五地第二八四九
號ヲ以テ法律改正ニ依ル義務教育費國庫下
渡金增加額ヲ市稅輕減ノ資ニ充當スペキ旨
御通牒ニ接シ候ニ付テハ本市ニ於テモ亦右
法律改正ノ御趣旨ニ副フ爲慎重考慮致候處
御承知ノ如ク本市ハ往年ノ大震火災ノ創痍
極メテ深刻ナリシニ加ヘ逐年財界不況ニ因
ル打撃甚大ニシテ財政愈、窮迫ヲ告クルニ
ニ震災以來累積シタル歲入缺陷ノ補填ニ
至リ候爲襄ニ政府ニ申請シテ震災關係市債
ノ利子補給其他ニ付國家ノ救援ヲ請フト共

ノ起債ヲ議決シ之ガ許可申請中ニアルガ如キ現状ニ有之從テ昭和五年度豫算ノ編成ニ當リテモ其收支ノ均衡ヲ圖ルニハ増稅ノ已ムナキ實情ニ在リシニモ拘ラズ現在市民ノ負擔力ニ照シ之ヲ避クルノ方針ヲ以テ極力收支ノ調節ヲ圖ルコトトシタルガ爲本件國庫下渡金ノ如キモ法律改正ノ結果ヲ豫想シ既ニ當初豫算ニ之ガ增加額ヲ見込ミ計上シタル次第ニ候尤モ今回御通知ニ係ル交付決定額ハ當初豫算計上額ニ比シ一万九千百二十八圓增加致居候而シテ昭和五年度收入ノ實蹟ヲ見ルニ財界不況ノ影響豫想以上ニシテ市稅收入、稅外收入共ニ相當ノ減少ヲ來レザルガ如キ狀況ニアルヲ以テ前記豫算超過額ハ之ヲ直ニ減稅ニ充ツルコトナク今後ノ增稅ヲ避ケ以テ市民ノ負擔ヲ輕減スル資ニ供シ度候條右事情御諒察相仰度此段上申候也「是ハ御目ニカケテ宜シウゴザイマス、其上申書ガ出テ縣廳デハ困リマシテ處置ニ弱シテ居ル、從ツテ此超過額、此表ニアリマス一万九千百二十九圓ト云フモノヲ横濱市ニ於テハ未ダ減稅ニ充テ、居ナイ、斯ウ云フ調査ヲ回答シテ寄越シマシタガ、私ノ調査後ニ、横濱市ニ於テ或ハ更正豫算ヲ作

リ、課率ヲ變更シテ居レバ別ト致シマシ
テ、私ノ調査シタ所デハ、此表ニ現ハレテ
居リマスル……衆議院ニ御配付ニナッタ表
ニ現ハレテ居リマスル東京市及横濱市ニ於テ
此義務教育費國庫負擔金増額ニ因ル下渡金
ヲ以テ減税シタ事實ガ無イヤウニ承知イタ
シテ居リマスガ、此點御答辯ヲ願ヒマス
○政府委員(次田大三郎君) 衆議院ノ減税
ノ委員會デ、義務教育費國庫負擔金ノ行方
ハドウナッテ居ルカト云フ御質問ニ對シマ
シテ、私カラ答辯ヲ致シマシタノデアリマ
ス、ソレハ外ノ費途ニ當テタト考ヘタモノノ
ガ四十万圓餘リ、是ハ今通牒ナリ照會ナリ
ヲ發シテ、負擔輕減ニ當テルヤウニト云フ
コトヲ地方團體ニ申シテヤッテ居リマスト
云フコトヲ答ヘタノデアリマス、而シテ其
外ノ九百七十九万圓餘ハ負擔輕減ニナル譯
デアルト云フ意味デ御答辯ヲ致シタノデア
リマス、其後衆議院ノ方デ更ニ御質問ガア
リマシテ、其内譯ヲ申上ゲタノデアリマ
ス、ソレハ現實ニ負擔輕減ニナリマシタ金
額ガ八百六十三万二千餘圓、ソレカラ一度
負擔輕減ニ當テマシテ、其後必要ニ應ジテ
追加豫算ヲ組ミマシテ、其財源ヲ稅ニ求メ
マシテ、結局負擔輕減ガ相殺サレテ、現在
ノ所デハ……一度負擔輕減ヲシタノデアリ

マスガ、現在ノ數字ニ現ハレナイモノガ五十三万六千圓アリマシタ、ソレカラマダ負餘リアルト云フコトヲ、只今御引キニナリシタノデアリマス、ソレデ此處分未濟ニナリマシタ分ニ付キマシテハ、丁度二月ニ國庫下渡金ガ全部市町村ノ手ニ這入リマスル譯デアリマスカラ、從來モ早ク負擔輕減ヲスルヤウニト云フ通牒ハ數回出シタノデアリマスルガ、尙ホ二月ノ下旬ニ通牒ヲ出シマシテ、是非負擔輕減ニ充テ、貰ヒタイト云フコトヲ、處分未濟ノ市町村ニ申シテヤリマシタノデアリマス、只今御話ノ東京市、横濱市ハ處分未濟ニナッテ居ル譯ナノデアリマスルガ、併シ是ハ外ノ費途ニ充當シタト云フ譯ニハナツテ居ナイノデアリマス、唯横濱市、東京市ノ財政狀態ハ、此金ヲ假ニ負擔輕減ニ充テマシテモ、同時ニソレダケノ増稅ヲシナケレバ途ガナイト云フ狀態ニナンテ居リマスルノデ、是ハ稅ヲ減ズルト云フ手續ハ執ラナイデ、歲入缺陷補填ニ充テルコトニシテ貰ヒタイ、ソレハ實質ニ於テハ市民ノ負擔ヲソレダケ輕減スル、増スベキ負擔ガソレダケ輕減スルト云フコトニ

ナルノデアルカラ、歳入缺陥ヲソレダケノ
金デ補填スルト云フコトニ認メテ貰ヒタイ
ト云フ書面ガ出デ居ルノデアリマス、是ハ
或ハ已ムヲ得ナイコトニナリハシナイカト
今折角調査イタシテ居ル所デアリマス
○長岡隆一郎君 私ハ只今ノセウナ御答辯
ヲ承ル先ニ、内務大臣ニ對シテ、二月二十
二日ノ政府ノ御答辯、九百七十九万圓ガ負
擔輕減ニオツテ居リマス、一千万圓ノ内デ九
分八厘……九割八分マデ負擔輕減ニ充テ、
居ル、斯ウ御答辯ガアリマシタガ其通りカ
ト云フコトヲ確カメマシタ所ガ、大體其通
リ、斯ウ云フコトゴザイマシタカラ、只
今證據ヲ舉ゲテ其然ラザル所以ヲ質問イタ
シタノデアリマス、所ガ先程ノ内務大臣ノ
御答辯ニ反シテ九百八十万圓ハ減税ニ充テ
タノデナニ、ソレハ間違ヒダ、斯ウ仰シヤ
イマシタカラ、ソレナラソレデ宜シウゴザ
イマス、併シ只今配付ヲ受ケマシタ書類ヲ
拜見シマスト、マダ腑ニ落チナイコトガゴ
ザイマス、大阪市ノ例ヲ此頂戴シタ書類デ
見マスト、家屋税附加税ガ十一万六千七百
九十圓、地租附加税ガ一万四千七十七圓、
營業税附加税ガ一万一千四百三十一圓ヲ輕
減シタシテ、其額ヲ明瞭ニ御掲ゲニナッテ
居ル、私大阪市ニ對シテ取調べテ見マシタ

所ガ、昨年ノ九月二十七日市會デ議決シテ
ハ相違イタシテ居リマス、地租ノ附加税ノ
輕減額ノ相違ハ僅カデゴザイマスカラ、是
ハ或ハ政府ノ謄寫誤リトシテ認メテモ宜シ
ウゴザイマス、家屋税ノ附加税ハ議決錄ニ
依ルト、實際ハ七万六千九百五十圓ニナッ
テ居リマス、然ルニ政府デハ十一万六千七
百九十圓ト御發表ニナツテ居ラテ、約四万圓
多ク見積ツテ居ラマス、是ハ此處ニ大阪市
市會議案第百七十二號デアリマス、大阪
市會議案第百七十二號デアリマス、而シテ
更正ハ議決シタ記憶ガナイト申シテ居リマ
スガ、其後四万圓ヲ更ニ二回目ニ議決ヲ致
シテゴザイマセウカ

○政府委員(次田大三郎君) 此點ハ一度此
表ヲ作りマス前ニ大阪府ノ方へ照會イタシ
マシテ、ソレカラ來マシタ回答ヲ此數字ニ
掲ゲタノデアリマス、而シテ尙ホ衆議院ノ
委員會デ、是等ノ數字ガ少シオカシイ、ド
ウモ實際ニ副ハナイヤウナ感ガアルト云フ
御話ガアリマシタカラ、更ニ其後電信ヲ以
テ、アノ回答ニ相違ナイカ、モウ一度調べ

相違ナイト云フ回答ヲ得テ居ルノデアリマ
ス、只今ドウ云フ所デ御話ノ四万圓ノ相違
ガ出來タカト云フコトノ調べハ持ツテ居リ
マセヌガ、是ハ取調べテ御答ヲ致スコトニ
致シタイト思ヒマス

○長岡隆一郎君 此所ニ議案、議決錄ヲ持
テ居リマスカラ、御必要ナラバ貸シテ差上
マスレバ、サウシテ頂キタイ、次ニ松江市
デゴザイマス、政府ノ發表サレタ書類ヲ見
レバ、當初豫算ニ於テ國庫下渡金増額ヲ財
源トンテ、戸數割一戸當リ五十一錢二厘ヲ
減ジタトゴザイマス、然ルニ内務省デ御印
刷ニナツタ地方財政概要ヲ見マスト、松江市
計上額三万五百五十一圓デ、五年度ノ豫算
ノ義務教育費國庫下渡金ハ昭和四年度豫算
刷ニナツタ地方財政概要ヲ見マスト、松江市
計上額ハ三万二百九十八圓デアリマシテ
却ツテ五年度ノ方ガ一百五十三圓ヲ減少計
上シテ居リマス、此頂イタ表ガ間違ゴザイ
マスカ、地方財政概要ガ間違ゴザイマ
スカ、他ノ議案ニ付キマシテモ、色ニ御配付
ニナツテ居ル數字ガ、ドウモ信賴シ兼ネルヤ
ウニナリハセヌカト云フコトヲ私憂ヘテ居
リマシタガ、若シ御取調べ結果、本員ノ心
配ガ無クナリマスレバ誠ニ仕合セデアリマ

ス、唯今日頂イタ表デモ、此題號ハ「義務教育費國庫負擔金増額ニ因ル各都市減稅目別金額並課率輕減調」ト云フ題デゴザイマス、而シテ其中ノ其他ト云フ所ニ書イテアル、其處ヲ見ルト云フト、戸數割、家屋稅附加稅、其他色々ニナ地方稅ヲ掲ゲテ居リマスガ、是ハ其他ノ稅ノ輕減ノ如クニシカ見エナイ、所ガ今ノ其他ノ欄ニ掲ゲテアル三十五万圓、是ハ減稅種目別デモナケレバ、減稅種目金額デモナイ、外ノ方ノ歲入ニ入タモノモアレバ、減稅スル爲ニ歲入減ニ充テタト云フヤウナモノモ入テ居ル、此處ニ其他ト云フコトヲ御書キニナルノハ、甚ダソレダケニ止メテ置キマス、モウ一ツ伺ヒタク、御配付ニナリマシタ調査書類ニ付テ、マダ一點疑ガアリマス、内務大臣ハ衆議院ノ豫算總會ニ於テ、昭和五年度ニ於テハ地方法稅三千万圓ヲ輕減セリ、而シテ一人當リナッテ居リマス、後ニ衆議院ノ減稅案ノ特別委員會ニ於キマシテハ、一戸當リ二圓五十錢ノ輕減、アルト云フヤウニ御訂正ニナッテ居リマス、是ハ後ノ方ノ一戸當リノ方ガ恐ラクハ本當ダラウト思ヒマス、サウスル

ト昭和五年度ニ於テ地方稅三千万圓、一戸当リ二圓五十錢ヲ輕減セリ、此御言明ハ今マスカ、或ハ御取消ニナリマスカ
○國務大臣(安達謙藏君) 其通リデアリマスカ
ス
○長岡隆一郎君 其通リト云フコトデアレバ伺ヒマスガ、其内容ハ速記錄デ見タノデアリマスガ、府縣稅ノ減稅ガ九百二十二万圓、市稅ノ增稅ガ三百五十三万圓、町村稅ノ輕減ガ二千四百五十一萬圓、差引三千二十萬圓ノ減額、斯ウ云フヤウニ承知シテ宜シウゴザイマスカ

○長岡隆一郎君 是モ私仔細ニ調査イタシテ見マシタガ、府縣稅ノ九百二十二万圓ハ、確カニ統計上、四年度ニ比シテ五年度ニ於テ減ジテ居リマス、併シ是ハ數字上減ジテ居ルダケデ、之ヲ減稅ニ充テ、負擔ヲ輕減シタ、斯ウ云フ御言明ハ少シドウカト思フ、是ハ衆議院デモ問題ニナッタヤウデアリマスガ、從來大阪府ノ一般會計ニ計上セラレテ居タガ、昭和五年度以降ハ之ヲ特別會計ニ

移シテ居ル、内務省ノ地方財政概要ハ、府縣ノ一般會計ダケ計上シテ、特別會計ト云フモノハ之ヲ計上シテナイノデアリマス、唯四年度ヨリ五年度ハ地方財政概要ヲ見マスト如何ニモ九百一十二万圓減少シテ居ルヤウニ見エマスガ、併シ大阪府ノ都市計畫事業ガ御止メニナッタ譯デモナケレバ、大阪府民ガソレニ依テ租稅ヲ輕減サレタノデモナイ、唯内務省ノ統計ノ作リ方、大阪府ノ豫算ノ組方ガ違テ居ル爲ニ、此百六十二万円ト云フモノガ大阪府ノ一般會計ニ計上セラナカッタ、其結果、一般會計ダケ統計ニシウゴザイマスカ
○國務大臣(安達謙藏君) ソレデ宜シウゴザイマス
○長岡隆一郎君 是モ私仔細ニ調査イタシガ減タヤウニナッテ居ル、大阪府民ノ負擔ハ少シモ變ラナイ、地方財政概要ノ統計ニ現シテナイダケデアシテ、特別會計ニハ残シテ居ル、是モ矢張リ減稅ノ中ニ御加ヘニナッテ居ルヤウニ私ハ承テ居ルノデアリマスガ、如何デアリマスカ
○政府委員(次田大三郎君) ソレハ内務省粗漏ト云フ御陳謝ガアリマシタカラ、此上追究イタシマセヌ、マダハ少シモ變ラナイ、地方財政概要ノ統計ニサウ云フ粗漏ガ澤山アリマスノデスケレドモ、私敢テ政府ノ非ヲ暴クト云フヤウナコトガ趣旨デアリマセヌカラ、其方ハ數字ガサウ云フ粗漏ガ澤山アリマスノデスケレドモ、御間違ニナッテ居ル……是ハ故意トハ思ヒトガ趣旨デアリマセヌカラ、此上追究イタシマセヌ、御過失ト思ヒマスカラ、此上追究イタシマセヌガ、只希望イタシマスノハ、マセヌ、御過失ト思ヒマスカラ、此上追究イタシマセヌガ、只希望イタシマスノハ、決シテ是ハ皮肉ノコトヲ申上ゲル譯デモ何デモアリマセヌガ、井上大藏大臣ノ施政方針デ六千万圓ヲ御間違ニナッタコトヲ初トシテ、ドウモ政府ノ宣傳ニナルコトガ信用出来ナイコトガ多々アル、是ハ只一例ヲ舉ゲテ、今陳謝サレマシタカラ、其外ニハ申

上ゲマセヌガ、將來國民ノ負擔ヲ是ダケ輕

減シタト云フヤウナ御宣傳ニナルコトヲ希望

間違ノナイ數字ヲ御宣傳ニナルコトヲ希望

イタシマシテ、此點ノ質問ヲ打切リマス、

ソレカラ序デナガラ申上ダテ置キタイン

ハ、此間、井上大藏大臣ニ質問ヲ致シマシ

タ所ガ、内務省ノ政府委員モ内務大臣モ居

ラヌカラ、居ル時ニ答辯スルデアラウト云

フコトデ、其儘ニナツテ居ルコトガチヨット

ゴザイマスノデ、ソレハ簡単ノコトデゴザイ

マスカラ同ヒマス、ソレハ此救護法ノ財源ト

シテ馬券賣得稅ニ代ヘテ府縣ニ納入シテ居

ル寄附金ガ今度無クナルト云フ風評ガア

ル、其眞偽ヲ伺ヒタイ、從來、馬券賣得稅

ニ代ハル地方團體ヘノ寄附金ト云フモノハ

是ダケ寄附スル、市町村ニモ同様、但シ其

金額ハ市町村稅總額ノ二割ヲ超エル場合ニ

ハ其額ニ止メル、其場合ニ於テハ府縣ノ財政

上ノ都合ニ依リ、其差額ハ之ヲ府縣ニ納入

セシムルコトヲ得、斯ウ云フ農林省ト内務

省ノ間ノ御協定ガアル、今度ハ政府ニ對ス

ル競馬俱樂部カラノ納附金ガ殖エル結果、

地方團體ニ對スル納入金ハ無クナル、減ル

ト云フ風評ガアリマスガ、私ハ、ヨモヤ、サ

ウ云フコトハアルマイト信ジテ居リマスガ、

心配ノ餘り念ノ爲ニ伺ヒマス

○政府委員(次田大三郎君) 現在、競馬俱

樂部ノ公認競馬ノ馬券ニ對シテ馬券賣得稅

ヲ許シテ居リマス、公共團體ハ横濱市ト福

岡縣ダケデアリマス、今度公認競馬ニ對シ

テ地方稅ヲ課スルコトガ出來ナイト云フコ

トニナリマスレバ、横濱市ト福岡縣ハ其稅

ガ取レナイコトニナルト思ヒマス、今ノ御

話ノ寄附金ハ其稅トハ別ノ、話デアリマス

ガ、一體、馬券賣得稅ト云フ稅ハ福岡縣デ

一度之ヲ實施シテ見マシタ所ガ、非常ナ混

雜ヲ生ジタ、一々馬券ヲ買ヒニ行キマスル

前ニ……

○長岡隆一郎君 質問ダケニ御答へ願ヒタ

イ

○政府委員(次田大三郎君) 納メナケレバ

ナラスト云フ關係デ、馬券賣得稅ハ外ノ府

縣ニハ許サナカツタノデアリマス、所ガ既ニ

ハナイカト思フノデアリマス、是ハ競馬俱

樂部ガ寄附金ヲスル能力ガ無クナリマシタ

結果デアリマシテ、已ムヲ得ナイコト、考

ヘテ居リマス

○長岡隆一郎君 只今ノ御答辯ニ依リマス

ト、神奈川縣ト福岡縣ハ從來ノ馬券賣得稅

ヲ取レナクナル、其他ノ府縣ニ於テ今マデ

競馬俱樂部カラ地方團體ニ對シテ馬券賣得

稅ニ代ヘテ納メテ居タ寄附金ハ、競馬俱樂

部ガ負擔能力ガ無クナツタ爲ニ取レナクナ

ルダラウトスウ云フコトニ拜承イタシマシ

タガ、サウシマスト、是ハ矢張リ縣費ノ國

庫下渡金ノ減少ニ依テ、國庫ガ幾ラカ地方

寄附金ヲ取ラレテハ困ルカラ略、其標準ヲ

決メタイト云フコトデ、農林省ト内務省ト

打合セラシテ今御話ノ如ク、標準ハ決メテ

居リマス、サウシテ其標準ニ依テ現在、横

濱、小倉以外ノ大キイ俱樂部テハ其關係府

縣ニ寄附金ハ致シテ居リマス、併ナガラ今

度競馬法ノ改正ニ依リマシテ、拂戻金ノ剩

餘金額ト云フモノハ悉ク馬券ヲ買タ者ニ

戻スコトニナリマシタ、從テ競馬俱樂部ニ

サウ云フ不時ノ收入ガナイト云フコトニ

ナツタノデアリマス、其結果、其寄附金ガ如

何相成リマスルカ、或ハ競馬俱樂部ガ從來

ノ如ク寄附金ヲスルコトヲ肯ンジナインデ

ハナイカト思フノデアリマス、是ハ競馬俱

樂部ガ寄附金ヲスル能力ガ無クナリマシタ

結果デアリマシテ、已ムヲ得ナイコト、考

ヘテ居リマス

○長岡隆一郎君 只今ノ御答辯ニ依リマス

ト、神奈川縣ト福岡縣ハ從來ノ馬券賣得稅

ヲ取レナクナル、其他ノ府縣ニ於テ今マデ

競馬俱樂部カラ地方團體ニ對シテ馬券賣得

稅ニ代ヘテ納メテ居タ寄附金ハ、競馬俱樂

部ガ負擔能力ガ無クナツタ爲ニ取レナクナ

ルダラウトスウ云フコトニ拜承イタシマシ

タガ、サウシマスト、是ハ矢張リ縣費ノ國

庫下渡金ノ減少ニ依テ、國庫ガ幾ラカ地方

團體カラ取上ゲテ救護法ノ財源ニ充テルト

同ジヤウニ、競馬法ノ改正ニ依テ國庫ガ幾

ラカ金ヲ餘計ニ御取リニナル、併シ從來地

方ガ取テ居タノガ取レナクナル、是ハ端

ヲ減ラス、無クス、國庫ガ殖エル、モット露骨

ニ言ヘバ、地方ノ收入ヲ國庫ニ取上ゲルト

云フ結果ニ相成リ、救護法ノ施行ノ爲ニ國

庫ガ三百万圓、地方團體ガ三百万圓負擔ス

ルト云フコトヲ昨日承リマシタガ、其國庫

ノ負擔スル三百万圓ト云フモノハ純粹ノ國

庫ノ中カラ出スノデハナクシテ、今マデ地

方團體ノ方ニアツタモノヲ取上ゲテ幾分出

ス、即チ地方ハ三百万圓ヲ新ニ負擔スル以

外ニ、從來ノ收入ヲ國庫ノ懷ロニ取上ゲラ

レル、國庫下渡金ニシテモ、馬券賣得稅ニ

シテモ、ソレガ國家ノ救護法施行ノ財源ニ

ナル、金額ノコトハ別ト致シマシテ大體サ

ウ云フ成行ニナルカト存ジマスガ、是ハ大

臣カラ御答へ願ヒタイ、サウ心得テ宜シウ

ゴザイマスカ

○國務大臣(安達謙藏君) 今政府委員ガ御

答へ致シマシタヤウニ、横濱市ト福岡縣ダ

ケデアリマス、地方稅トシテ取テ居タノ

ハ……ソレデソレドウシテ補填スルカト

云フコトニナリマスガ、ソレハ内務省ト致

シマシテハ、横濱市ニ對シテハ昭和六年度ノ行政財政ノ整理ニ依リテ幾分國庫ニ餘裕ヲ生ジマスカラ、其時ニ神奈川縣ハ横濱市財政ノ救濟ノ爲ニ相當ノ國庫ヲ補給スルト云フヤウナコトヲ考ヘテ居リマス、ソレカラ福岡縣ノ方ハ六万七千圓デスカ、馬券ノ賣得稅ノ收入豫算ハ五万圓、併シ地方競馬ノ觀覽稅ヲ取ル積リデ居リマスカラ、地方稅ト觀覽稅デ今ノ缺陷ヲ填メヤウト云フ考デ、地方競馬ハ福岡縣ニ行キマスト、地方競馬ノ入場券ノ賣上高カ百三十五万圓ニナッテ居リマス、其百分ノ五ヲ觀覽稅トシテ取ラウ、是デ行キマスト、今マデノ五万圓ノモノガ、百分ノ五……百三十五万圓ノ百分ノ五ヲ取りマスト、尙ホ一万七千圓バカリノ剩餘ヲ生ズルヤウナ計算ニナッテ居リマス、サウ云フ工合デ地方競馬ノ觀覽稅ヲ以テ補填シテ行カウト云フ大體考ヲ持テ居リマス

國庫カラ財源ヲ御捻出ニナル、所ガ其國庫
カラ御捻出ニナル三百万圓ノ何分ノ一カハ
存ジマセヌガ、兎ニ角今マデノ地方ノ收入
ト云フモノヲ減ジテ、而シテソレヲ國庫ニ
移シテ、國庫ニ持ツテ來テ、ソレヲ支出スル
ト云フヤウナ結果ニ、端的ニ言ヘバナリマ
スカ、是ハ國庫下渡金ニ付テモ、馬券賣得
稅及ビ競馬俱樂部ノ寄附金ニ付テモ同ジデ
アリマスガ、結果ニ於テハ今マデ地方ガ得
テ居ツタ收入ト云フモノガ無クナル、國庫ガ
收入ガ殖エテ……之ヲモト直接ニ言ヘバ、
地方ノ收入ト云フモノヲ國庫ニ持ツテ來ル、
ソレデ三百万圓ノ財源ト云フモノ、幾分ヲ
產ミ出ス、斯ウ云フ結果ニナリマスカ、サ
ウ承知シテ宜シウゴザイマスカ、斯ウ云フ
質問デス、甚ダ私不辯ノ爲ニ御聞キ苦シイ
カ知レマセヌガ、御分リニナリマシタカ
○國務大臣(安達謙藏君) 大體ニ於キマシ
テ、其地方ノ收入ノ減ルノハ、今マデノ俗ニ
云フ穴金ヲ、其方ガナクナルヤウニ返スコ
トニナツテ居リマスガラ、從テ寄附行爲ハ
止メル所ガ段々アリマス、ソレモ國家ガ取
上ガルノデナクシテ、サウ云フ風ニシテ返
コトガ若干ナクナリ、又ハ幾ラカ減ズルカ
モ知レマセヌ、是ハ已ムヲ得マセヌコトト

貴方ガ斷定サレルナラ仕方ガアリマセヌ、
ソレデ地方稅トシテノ、横濱及福岡ハ今申
上ゲタヤウナコトデ、其缺陷ノ出來ルコト
ハ補填スルコトニシテ行カウ、斯ウ考ヘテ
居リマス

ナルヤウニ計上イタシテアリマスガ、此財政及行政整理調査會ニ於キマシテハ、中央ノ財政竝ニ地方財政、雙方トモ根本的ニ御改メニナルト云フ御確信ガアルカ、又唯中央行政ダケデアリマスカ、地方行政マデモ根本的ニ御改メニナルト云フ御考デアリマスカ、此點ヲ伺ヒマス、尙ホ先日ノ本會ニ於キマシテ、大正三年歐羅巴大戰以來、年年増稅ニナッテ、非常ニ膨脹シマシタ、財政竝ニ稅率ニ現在ノ國民ノ經濟狀態ニハ適合シナイ稅率ガ行ハレテ居ルノデアリマス、幸ニ此度小ナリト雖モ減稅案ヲ政府ガ御提出ニナッタ云フコトハ、我ミモ之ヲ喜ビマス、現在ノ國民ノ收益ニ對シテ、國民ノ負擔ガ當ラ得テ居ラヌト云フコトハ、大藏大臣モ内務大臣モ御認メニナルノデアリマスカ、是ハ御認メニナラヌノデアリマスカ、其邊ガ詰リ今後出來マス所ノ財政及行政整理調査會ノ審議ノ眼目ニモ關係シマスカラ、現在ノ國民經濟狀態カラ言ヘバ、今日デハ三割トカ四割位下ゲヌケレバ、此國民經濟ト一致シナイト云フヤウニ見ル人ガアリマス、又國家ノ行政竝ニ地方ノ行政ハサウ急激ニ國民負擔ノミニ考慮ヲ拂フ譯ニハ行カヌノデアリマスガ、何割位ヲ行政竝ニ財政ノ緊縮ヲ御圖リニナル御方針デアリ

マスカ、是ハ無論調査會ノ結果ヲ待タヌケレバ分ラヌコトデアリマセウケレドモ、此點ニ付キマシテ大藏大臣竝ニ内務大臣トシテ御抱負ガアルナラバ、此場合ニ、此減稅案ヲ我ミガ議シマス今日ニ於キマシテ、政府當局ノ大體ノ御意見ヲ承ルコトガ出來レバ大變仕合セト思フノデアリマス、尙ホ内務省ノ地方局、御調べニナリマシタモノ、之ヲ見マシテモ如何ニ國民負擔ノ増加ガ急激ニ來タカト云フコトガ、是ハ皆様ノ御手許ニモアリマセウガ、第二頁ノ歲出及租稅負擔累年比較、此中ノ二三ダケヲ見マシテモ、是ハ明治二十四年ノ議會政治ガ始マッタ時カラノ調べガ出テ居リマスガ、其時ノ單位ヲ百ト見テ、サウシテ此増加ノ指數ガ出テ居リマスガ、ソレハ丁度明治二十四年ノ國家ノ歲出ガ百ノモノガ、三十七年ノ日露戰爭ノ時ニハ三百三十二ニナリ、歐羅巴大戰ノ大正三年ニハ七百四十六ニナッテ、七倍強ニナッテ居リマス、ソレガ戰爭ガ終ヘタ昭和五年ノ今日ニハ、歲出ガ詰リ百ノモノガ千九百デスカラ、約二十倍ニ政府ノ歲出ガ殖工、同時ニ國稅ハ矢張リ百ノモノガ歐羅巴大戰ノ時ハ五百ニナッテ、而シテ今日ハ千三百九十、十四グラキ程ニナッテ居リマス、地方財政ハ實ニ驚クベキモノデ、二十四年

ノ百ガ大正三年ニハ七百四十四デアッタモ、今度ハ三千六百十二ト、國費ガ十九ニ殖エテ居ルノデアリマス、從テ稅モ地方稅ハ二十四年ニ百ノモノガ、大正三年ニハ十二倍七分ニ殖エ、今度昭和五年ニハ二十倍半ニ殖エタ、斯ウ云フ風ニ中央ノ財政ガ殖エタヨリモ、ヨリ多ク地方ノ歲出ト云フモノガ非常ニ殖エテ、從テ國民ハ國稅モ重イガ、國稅ヨリモ附加稅其他ノ負擔ト云フモノガ非常ニ激増シテ居ルト云フコトハ、極メテ此内務省ノ御示シノ案ニ依リマシテモ明瞭デアルノデアリマス、殆ド私共ハシテは今ノ内務大臣ノ責任デハ無論ナイ、歴代ノ内務大臣ハ地方財政ニ對シテ殆ド監督ラシテ居ルノカ、シテ居ラヌノカ分ラヌ位ニ、是ガ「ズボラ」ニ殖エタヤウニ思フノデアリマス、デスウ云フ風ニ激増シタ所ノ中央財政竝ニ地方財政ヲ、現在ハ反動時機ニナッテ、經濟上ドノ位困、テ居ルカ、大正三年ニ負ケナイヤウニ米ノ値段ガ下ガリ、生絲ノ値段モ大正三年ヨリ以下ニ下ガリ、其他一般國民ノ所得ハ大正三年ノ當時ト負ケナイヤウナ經濟狀態ノ今日ニ於テ、國家ガサウ云フ大キナ暮シヲスルト云フコトトハ、果シテ國民ノ負擔ニ適合スルヤ否ヤ、

又地方財政ガ今ノヤウナ財政ノ儘ニ進行スルト云フト、地方民ヲ殆ド窮地ニ陥ラシメニ植エテ居ルノデアリマス、從テ稅モ地方稅ハ二十四年ニ千七百万圓ト云フモノガ輸入超バ、私ハ此際ニ政府ノ此減稅案ヲ我ミガ……ニ政府ハオヤリニナル決心ガアリマスナラ、此豫算案ニ附ケテ御遺ハシニナリマシタラ此豫算案ニ附ケテ御遺ハシニナリマシタバ、之ヲ承テ見タイノデアリマス、又政府力ニ政府ハオヤリニナル決心ガアリマスナラ、今年ノ減稅案ハ小ナリト雖モ、來年度ハ大半テ居ルカト云ヘバ、二十四年ノ議會ガ始マッタ時、二億四千万圓ノ國債ガ、三十七年ニ九億七千万圓、大正三年ニハ二十五億万圓、更ニ昭和六年ノ……本年ノ初ニハ六十億万圓ニ國債ガ殖エテ居ルノデアリマス、又地方債モ今日ハ、地方債ハ此表ニハ數字ハアリマセヌガ、大正三年ニ三億二千六百萬圓ノ地方債ガ、昭和三年ノ終リニハ二十億五千万圓ニ殖エテ居ル、地方行政ノ如キハ先キニ申シマシタヤウニ、年々ノ歲出ノ終リマデニ九億四千万圓ダケ輸出超過ニナッタ次第デアリマス、ソレガ歐羅巴大戰ノ大正三年以來、急ニ日本ノ品物ガ外ニ輸出マシタ爲ニ、大正三年ノ初カラ大正三年ノ終リマデニ九億四千万圓ダケ輸出超過ニナッタモノガ、今度ハアベコベニ大正八年ノ末ニハ明治元年以來ノ差引通算ヲシテモ、ウニナッタ、此輸出超過ガ出來タト云フコトニ、政府モ國民モ殘ラズ有頂天ニナシタト云フノガ、今日ノヤウナ經濟狀態ヲ來シタ原

因ダト思ヒマス、ソレガ昭和五年ノ終ヒマニドウナルカ、明治元年以來ノ此計數ガ二十九億四千五百万圓輸入超過ニナッテシマッタ、同時ニ臺灣竝ニ朝鮮マデ加ヘレバ、四十一億二千七百万圓ト云フモノガ輸入超過ニナッテ居ル、日本ハ同時ニ國債ハドウナッテ居ルカト云ヘバ、二十四年ノ議會ガ始マッタ時、二億四千万圓ノ國債ガ、三十七年ニ九億七千万圓、大正三年ニハ二十五億万圓、更ニ昭和六年ノ……本年ノ初ニハ六十億万圓ニ國債ガ殖エテ居ルノデアリマス、又地方債モ今日ハ、地方債ハ此表ニハ數字ハアリマセヌガ、大正三年ニ三億二千六百萬圓ノ地方債ガ、昭和三年ノ終リニハ二十億五千万圓ニ殖エテ居ル、地方行政ノ如キハ先キニ申シマシタヤウニ、年々ノ歲出ノ終リマデニ九億四千万圓ダケ輸出超過ニナッタ次第デアリマス、ソレガ歐羅巴大戰ノ大正三年以來、急ニ日本ノ品物ガ外ニ輸出マシタ爲ニ、大正三年ノ初カラ大正三年ノ終リマデニ九億四千万圓ダケ輸出超過ニナッタモノガ、今度ハアベコベニ大正八年ノ末ニハ明治元年以來ノ差引通算ヲシテモ、ウニナッタ、此輸出超過ガ出來タト云フコトニ、政府モ國民モ殘ラズ有頂天ニナシタト云フノガ、今日ノヤウナ經濟狀態ヲ來シタ原モ、此次ニ御出シニナルニ付テハ、ドノクラキ減稅ヲナサレバ國民負擔ノ均衡ナリト雖モ、本年ノ減稅案其モノハ甚ダ微弱ナリト雖モ、國家ノ繁榮ヲ害サヌデ濟ムカ濟マヌカ、其

言フヨリ尙ホ一層行政機關ヲ小サクセヌケレバ歲入ヲ減税ニ振り向ケルト云フコトハニシテモ今日ノ經濟狀態ハ急激ニ景氣ガ復テ元ノ大正九年以前ノヤウナコトヲ世界的ニ望ムコトノ出來ナイコトハ能ク分テ居ルノデアリマス、從テ組織ヲ變ヘテ漸次所謂歲出ガ減ル、從テ段々國民負擔モ減ジテ行ケル、斯ウ云フ方針ヲ立テヌケレバナラヌトスウ我ミハ考ヘテ居リマスノデ、左様ナ事情話デ、的確ニ是ダケノ減税ヲヤッテ見マセウ、出來マセウ、斯ウ云フコトハ申上ゲ兼ネルコトハ遺憾デアリマスガ、左様ナ意味ニ於テ、ドウゾ御諒解ヲ得テ置キタウゴザイマス

○委員長(伯爵柳澤保惠君) 休憩ヲ致シマス、午後ハ一時半ヨリ開會イタシマス

午前十一時五十三分休憩

午後一時三十九分開會

○委員長(伯爵柳澤保惠君) 午前ニ引續イテ、是ヨリ開會ヲ致シマス

○森田福市君 私ハ昨日ノ鳴ガツイテ居ラヌヲ簡単ニ鳴フツケテ置キタイト思ヒマス、昨日ノ地方稅ノ地租ノ附加稅問題ニ對シテ、附加稅ハ増徵ニナラズト云フヤウナ答辯ヲナサタノデアリマス、サウシテ其理

由トシテハ、又茲ニ特別地稅額又ハ同附加稅額ヲ通算セザルガ爲ナリ、通算ナサナケレバイソ是ハ必要ガナイデハナイカト云フ感ジガスル、今日御配リニナツタ所ノ書類はモ逃げ道デアルガ、要スルニ地租ノ附加稅ハ道府縣ガ増シ、市町村ガ増シ、合セテ百万圓増スノデアリマス、小サク言ヘバ即チ九十五万四千六百十七圓ノ地租ノ道府縣市町村附加稅ノ增稅ニナツタコトハ間違ガナイト云フノハ、此改正後ノ地租ノ合計額ニ以テ行ハテ、即チ五千八百七十萬圓ト云フ地租ニ、附加稅ノ一圓四十八錢ト云フ兩者ノ附加稅ヲ掛ケテ見ルナラバ八千六百八十七萬六千圓ニナルノデアリマス、デアルカラ茲ニ御出シニナツテ居ル所ノ特別地稅額又ハ同附加稅額ヲ通算セザルガ爲ナリトアルモノガ、通算セラレルトモセラレヌトモ關係ガアリマセヌ、其關係ヲセズニ置イテ即チ此平年度、改正後ニ於ケル地租ノ五千八百七十萬圓ヘ今度ノ改正ニ依ル附加稅ノ一圓四十八錢ヲカケテ見タナラバ、八千六百八十七萬六千圓ニナルノデアリマス、云フ風ニ減ル、隨テ特別地稅ノ附加稅ガ減出シタモノデアル、恐ラク特別地稅ガ斯ウ云フ風ニ減ル、隨テ特別地稅ノ附加稅ガ減ス、賑カニナルト論旨ガ徹底セヌカラス、是ヨリ開會ヲ致シマス

○委員長(伯爵柳澤保惠君) 午前ニ引續イテ、是ヨリ開會ヲ致シマス

○森田福市君 私ハ昨日ノ鳴ガツイテ居ラヌヲ簡単ニ鳴フツケテ置キタイト思ヒマス、昨日ノ地方稅ノ地租ノ附加稅問題ニ對シテ、附加稅ハ増徵ニナラズト云フヤウナ答辯ヲナサタノデアリマス、サウシテ其理

レバイソ是ハ必要ガナイデハナイカト云フ云フ風ナコトハ別ニシテ下サイ、特別地稅ヲ云々、特別地稅附加稅ヲ減スト云フコト拜見スルト、斯ウ云フ風ニ、政府ノマア是モ逃げ道デアルガ、要スルニ地租ノ附加稅ハ道府縣ガ増シ、市町村ガ増シ、合セテ百万圓増スノデアリマス、小サク言ヘバ即チ九十五万四千六百十七圓ノ地租ノ道府縣市町村附加稅ノ增稅ニナツタコトハ間違ガナイト云フノハ、此改正後ノ地租ノ合計額ニ以テ行ハテ、即チ五千八百七十萬圓ト云フ地租ニ、附加稅ノ一圓四十八錢ト云フ兩者ノ附加稅ヲ掛ケテ見ルナラバ八千六百八十七萬六千圓ニナルノデアリマス、デアルカラ茲ニ御出シニナツテ居ル所ノ特別地稅額又ハ同附加稅額ヲ通算セザルガ爲ナリトアルモノガ、通算セラレルトモセラレヌトモ關係ガアリマセヌ、其關係ヲセズニ置イテ即チ此平年度、改正後ニ於ケル地租ノ五千八百七十萬圓ヘ今度ノ改正ニ依ル附加稅ノ一圓四十八錢ヲカケテ見タナラバ、八千六百八十七萬六千圓ニナルノデアリマス、云フ風ニ減ル、隨テ特別地稅ノ附加稅ガ減出シタモノデ、之ヲ減ジタノハ何ノ根據ニ於コトハ、私ハ唯書面ノ上デ御作リニナツタダケノモノデ、之ヲ減ジタカ、私ハ恐ラク根據ガナイモノデアラウト思ヒマスガ、先ヅソレヲ加入スル随テ政府ノ言ハレルヤウナソレヲ加入スルトセヌトノ如何ヲ問ハズ地租ノ附加稅ガ増スト云フコトニ違ヒゴザイマセヌ、併シ若モ制限額内ニ於テ地租ノ附加稅ヲ増徵イタシマスナラバ、其時ハ其增徵スルダケソレダケ營業収益稅或ハ家屋稅トカ所得稅附加稅等

デ輕減セラレルコトニナッテ居ルカラ、故ニ

土地ノ所有者ニシテ種々ノ營業ヲナシ居ル

者、所得稅ヲ納ムル人ニハ、其方ニ於テ負

擔ヲ輕減シ緩和セラレルト思フノデアリマ

ス、ソレカラ其制限率、制限額ト云フモノ

ハ增加イタシマスケレトモガ、昭和六年度

ハ一文モ増シテ居ラナイ、サウシテ昭和七

年度カラ昭和十二年マデ七分ノ一ツツ增加

シテ行クヤウニナッタ制限額ナルモノガア

ルノデス、ソレカラ先ハ市ノ當局者アタリ

ガ負擔ノ均衡ヲ見テ、ソレト接排スルコ

トト考ヘマス、制限額ノ増加モ七箇年ニ七

分ノ一ツツ增加サレテ行ク、ソレ以上ノ詳

シコトハ政府委員カラ御話スルコトニ致

シマス

○政府委員(次田大三郎君) 此度ノ稅制改

正ニ依リマシテ、減稅ト云フガ實ハ增稅ニ

ナルデハナイカト云フ御質問ガ、昨日來皆

様カラゴザイマシタ、地租ノ國稅ノ關係ハ

是ハ大藏省ノ方カラ説明ヲ申上ゲルト考ヘ

マスルガ、市街地ノ宅地ノ賃貸價格ハ上ル

結果トシテ、市街地ノ地租ハ增加イタシマ

ス、詰リ之ヲ增稅ト申シマスレバ增稅ニナ
ル譯ナシニアリマス、之ニ反シテ農村ノ地
租ハ減少スルコトニナッテ居リマス、私ガ御
説明ヲ申上ゲタイト存ジマスルノハ、地租ノ

附加稅ガドウ云フ風ニナルカト云フコトニ

付テ申上ゲタイト存ズルノデアリマス、先

は是ハ分リ切ッタコトヲ申上ゲルヤウデ甚

ダ恐縮テゴザイマスルガ、地租ハ、法律デ

モウソレデ年々其法律ノ改正ガアリマスル

迄ハ年々賃貸價格百分ノ三・八デ終始スルノ

デアリマスガ、地方稅ハ年々所要ノ經費ト

照シ合セマシテ、府縣會ナリ市町村會ナリ

ガ其附加額ヲ議決スルノデアリマス、併ナ

ガラ其議決ハ勝手ニ議決スルコトガ出來ル

ノデハアリマセヌデ、本稅ニ對シテ一定ノ

率以上ノ附加額ヲ極メルコトハ出來ナイト

ト云フコトニナッテ居リマス、市町村ノ分

云フコトニナッテ居リマス、市町村ノ分

指摘願ヒマス、何レヲ見タラ宜シウゴザイ
マスカ

○政府委員(次田大三郎君) 此明治四十一
年法律第三十七號中改正法律案トアリマス、
其第一條ノ第一號中「宅地地租百分ノ三十四
其ノ他ノ土地地租百分ノ八十三」是ガ從來ノ
地租附加稅ノ制限率ナシニアリマス、地租
附加稅ヲ、宅地地租百分ノ三十四、其他ノ
土地地租百分ノ八十三、是ハ府縣ノ制限率
ノデアリマスバ、一定ノ制限ノ下ニ内務大藏
府縣會ノ決議ダケデ取レル、此以上取ラウ
ト云フコトニナッテ居リマス、市町村ノ分
兩大臣ノ許可ヲ得テ取ルコトガ出來ルト、
斯ウ云フコトニナッテ居リマス、市町村ノ分
ハ、同條第二號中、其次ニアリマス、「宅地地
租百分ノ二十八其ノ他ノ土地地租百分ノ六
十六」トアリマス、是ガ市町村ノ地租附加
稅ノ制限ナノデアリマス、ソレヲ今度改正
イタシマシテ、地租百分ノ府縣ニ付テハ地
租百分ノ八十二、市町村ニ付テハ地租百分
ノ六十六ト云フコトニ改メタイト云フノデ
アリマス、此制限率ヲ斯ノ如ク改メマスコ
トハ、實際ノ地租ノ負擔ニ如何ナル影響ヲ
及ボスデアラウカト云フコトヲ申上ゲレバ
レマシタ、特別地稅ト云フモノガ茲ニアル

カ云フ制限ヲ定メマシタ計算根據ヲ先づ御
参考ニ申上ゲタイト思ヒマス、從來ノ制限

率、即チ府縣ニ付テハ宅地地租百分ノ三十
四、其他ノ土地地租百分ノ八十三ト云フノ
地幾ラ取レルカ、幾ラ地租ノ附加稅ガ取レ
ルカト云フコト日本全國ニ付テ計算イタ
シマシテ、之ヲ今度ハ地租額ガ變ラテ參り
マスカラ、其今度ノ改正地租法ニ依ル地租
額ニ割當テ勘定イタシマスルト、百分ノ
八十二ニ従來通リノ制限額、従來通り……
従來制限内デ取レテ居タダケノモノガ取
レルコトニナルノデアリマス、市町村ニ付
テモ同様ニ、全國市町村ガ、宅地地租ノ百分
ノ二十八、其他ノ土地地租百分ノ六十六ト
云フコトデ計算イタシマス、即チ今迄ノ制
限率、市町村稅ノ制限限リ取ルトスレバ、ド
レダケ取レルト云フコトヲ計算イタシマシ
テ、ソレヲ今度ノ地租法改正ニ依テ地租ガ
減ジマス、其減ジマシタ地租ニ割當テニ勘
定イタシマスルト、地租百分ノ六十六取り
マスレバ略、從來ノ制限内デ取レタダケノ
地租附加稅ガ取レルト云フ立前デ計算イタ
シマシテ、百分ノ八十二、百分ノ六十六ト
云フコトニナッタノデアリマス、所ガ此今問
題ニナリマシタ森田サンカラ御質問ニナラ

ノデアリマス、是ハ自作農ノ免租地ニ對シ
テ、地方團體方地租附加稅ヲ掛ケル代リニ
掛ケル稅ナノデアリマス、府縣ガ掛ケルモ
ノガ特別地稅、市町村ガ掛ケルモノガ特別
地稅附加稅ナノデアリマス、本稅ハアリマ
セヌカラ、地租何分ノ幾ツトカ云フヤウニ
取ルコトガ出來マセヌカラ、府縣ハ特別地
稅ヲ取り、市町村ハ特別地稅附加稅ヲ取フテ
居ルノデアリマス、是モ法律ニ制限ガ定マッ
テ居リマスルノデ、先刻森田サンハ、是ハ
府縣會限リデキメルモノダト云フ御詫デア
リマシタガ、是ハ大正十五年法律第二十四
號第二條以下ニ特別地稅、同附加稅ノ制限
率ハキマツテ居ルノデアリマス、是ハ地租附
加稅ト對稱スルモノデアリマシテ、地方團
體ノ方カラ申シマスレバ、地租附加稅ト同
ジヤウニ考ヘテ、詰リ土地ノ地方負擔ト云
フ觀念ノ中ニ、同ジヤウニ考ヘテ然ルベキ
モノデアリマス、ソレデ今度此稅率ヲキメ
マス時ニモ特別地稅、地租附加稅ヲ合算イ
タシマシテ、制限一パイ取レバ、地租附加
稅、特別地稅ノ兩方デ幾ラ取レルト云フコ
トヲ計算イタシマシタ、ソレカラ新シイ地
租法ニ依ル地租額ニ、ソレヲ割當テ勘定
六、特別地稅ニ付キマシテモ亦ソレゾレ課

率ヲ……モウ一ツノ案デアリマス、大正十五年法律第二十四號ノ中ノ改正案ニ、其新シイ何ヲ掲上シテアルノデアリマス、斯ウ云フ風ニシテ計算イタシマシタ結果、私、昨日地租附加稅ハ從來ニ較ベテ減少シテ居ナイト申シマシタコトハ、言葉ガ足リナンダノデアリマシテ、地租、土地ノ地方負擔ハ全體トシテ略、同ジコトニ、増減ノナイヤウニ計算シタト申上ゲル方ガ正確デアッタノデアリマス、即チココニ、表ニアリマスル通り、今日差上ゲマシタ地第四十四號ノ表ニアリマス通り、地租附加稅ハ道府縣町村トモ增加ヲ致スノデアリマスガ、ソレト同時ニ特別地稅、特別地稅附加稅ガ減少シマスノデ、彼レ此レ略、同ジ位キノ收入ガ地方團體トシテハアル計算ニナルノデアリマス、詰リ地方負擔ノ地租ノ附加稅、特別地稅及附加稅、ソレヲ合セテ考ヘマスレバ從來ノ制限率内ニ於テ取ルコトノ出來ル額ト、改正法ノ制限率内ニ於テ取ルコトノ出來ル額トガ略、増減ガナイト云フコトニナルノデアリマス、是ハ昨日私ノ言葉ガ足リマセヌデ、十分説明ガ出來マセナカッタコトヲ甚ダ遺憾ニ存ジマス、ソレカラ斯ノ如ク制限率ヲ定メマシタ結果、實際ノ個人ノ負擔ハドノヤウニ相成ルカト云フコトヲ其

次ニ御説明申上ゲマス、是ハ市街地ノ如ク
地租額ガ非常ニ増加イタシマスル所ト、農
村ノ如ク地租額ガ減少イタシマスル所ト、
區別シテ申上ゲル方ガ宜シイト存ジマス、
市街地ノ如ク地租額ガ非常ニ増加イタシマ
スル所ニ於キマシテハ、地租ノ制限以内
デ……地租附加稅制限以内デ取レマスル額
ハ、是ハ斯様ニ増加スルノデアリマス、例
ヘバ東京府ニ付テ申シマスレバ、昭和十二
年度ニハ三百八十万圓以上、地租ノ附加稅
ヲ制限マデ取レバ、現在ヨリソレダケ餘計
取レルト云フコトガ出來ルノデアリマス
○子爵大河内輝耕君 ソレハドコノ表ニア
ルノデスカ、表ヲチヨット言ッテ戴カナイト
マルデ分リマセヌ

○政府委員(次田大三郎君) 今申上ゲマシ
タ府縣及市町村ノ附加稅率ヲ算定イタシマ
シタ根據ハ地第六號ノ表ニ私ガ申上ゲマシ
タト同ジコトガ數字デ現レテアリマス、地
第六號ノ表ヲ御覽ヲ願ヒマス、ソレガ今申
シマシタ附加稅率ヲ制限イタシマシタ計算
ノ仕方デアルノデアリマス

○子爵大河内輝耕君 モウ一度其表ニ付御
説明ヲ願ヒマス

ク非常ニ地租ノ増加イタシマスル所デハ地
租ノ附加稅ノ制限一パイヲ取りリマシタ額ハ
是亦非常ニ増加スルノデアリマス、ソレハ
地第八號ノ表ヲ御覽ヲ願ヒマス、地第八號
ノ二、其一ト云フノヲ御覽ヲ願ヒマス、現
行ノ地租ノ附加稅ヲ制限一パイ取りリマシタ
ナラバ東京デハ百三十六万七千圓取ルコト
ガ出來ルノデアリマス、地第八號ノ二デア
リマス、地第八號ノ二、地租附加稅異動表
ト云フモノヲ差上ゲテアリマス、其一デア
リマス、其東京ノ所ヲ御覽下サイマスト、
現在ノ法律ノ定メテ居ル課率、地租ノ附加
稅ヲ制限一パイヲ取ルコトニ致シマスト百
三十六万七千圓取レルノデアリマス、ソレ
ガ昭和十三年度以降ニナリマスルト五百十
八万五千圓取レルコトニナルノデアリマス、
五百十八万五千圓取レルコトニナリマシ
テ、結局三百八十二万七千圓ダケハ制限一
パイ取ルコトニナリマスレバ、地租ノ附加
稅ヲ是ダケ餘計取得ルト云フコトニナルノ
デアリマス、併ナガラ是ガ現實ニ是ダケ餘
計取ルコトニ相成ルカドウカト云フコト
ハ、其團體ノ財政ノ事情ナリ又其團體ノ、府
縣ナラバ府縣會、市町村ナラバ市町村會ノ
意見ニ依ヅテ決マル譯ナノデアリマシテ、例
ヘバ東京府ニ付テ申シマスルト、現在三國稅

ノ附加税ハ制限一パイ取ッテ居リ マセヌノ
デアリマス、地租ノ附加税ハ制限一パイ取ッ
テ居リマスガ、營業税ノ附加税ナリ所得税
ノ附加税ハ制限一パイ取ッテ居ナイノデア
リマス、内藏兩大臣ノ許可ヲ必要トセズシ
テ、モット税ヲ取ラウト思ヘバ取レルノデア
リマスケレドモ、東京府デハ取ッテ居リマセ
ヌノデアリマス、デアリマスカラ今後地租
ノ附加税ガ此上、三百八十一万圓モ取レル
ヤウニナリマシテモ、果シテ東京府ガ地租
ノ附加税ヲ増シテ取ルヤウニ致シマスカド
ウカト云フコトハ、是ハ分ラナイト申上ゲ
ルヨリ外ハナイノデアリマス、恐ラク東京
府ハ現在所得税ノ附加税ニ付キマシテモ、
ソレヲ制限満度マデ取リマスルナラバ此上
更ニ四百七十万圓マデモ取レルヤウナ状態
デアルニ拘ラズ、今日所得税ハ一圓ニ付テ
十錢六厘シカ取ッテ居ナイト云フ状況ナノ
デアリマスルカラ、此制限率一パイヲ東京府
デ取ルコトニ致シマスレバ三百八十一万七
千圓、餘計ノ負擔ニナル譯デアリマスル
ガ、併ナガラ之ヲ取ルカ取ラナイカト云
フコトハ今直チニ是ダケ増税ニナルト云フ
コトハ言ヘナイト思ヒマス、私ハ東京府ハ
或ハ取ラヌノデヤナイカト云フ、是ハ想像
デアリマスルガ、サウ云フコトモ考ヘラレ

ルト思フノデアリマス、之ニ反シテ東京市
ノ如キ所デハ現在是ハ其地區ノ地第九號ヲ
御覽下サイマスト東京市ニ於キマシテハ現
在ハ六十三万九千圓、制限一パイ取レバ取
リマスケレドモ、東京府デハ取ッテ居リマセ
ヌノデアリマス、デアリマスカラ今後地租
ノ附加税ガ此上、三百八十一万圓モ取レル
ヤウニナリマシテモ、果シテ東京府ガ地租
ノ附加税ヲ増シテ取ルヤウニ致シマスカド
ウカト云フコトハ、是ハ分ラナイト申上ゲ
ルヨリ外ハナイノデアリマス、恐ラク東京
府ハ現在所得税ノ附加税ニ付キマシテモ、
ソレヲ制限満度マデ取リマスルナラバ此上
更ニ四百七十万圓マデモ取レルヤウナ状態
デアルニ拘ラズ、今日所得税ハ一圓ニ付テ
十錢六厘シカ取ッテ居ナイト云フ状況ナノ
リマス

○藤田四郎君 チヨット申上ゲマスガ、九號
ノ方ト八號ト東京ノ收入ガ達ウノデスガ、
百三十六万圓ト四十万圓ト、ドチラガ宜
イノデスカ

○政府委員(次田大三郎君) 第九號ハ東京

市ダケノ地租ノ附加税ガ出テ居リマス、外
ノモノマデ混ゼテ一緒ニ致シタモノハ八號
ノ方ガ正シイノデアリマス、只今説明ノ便
宜上、九號デ東京市ノ方ヲ説明イタシテ居
アリマス

○政府委員(次田大三郎君) ソレハ何處ニアルノ
デス

○政府委員(次田大三郎君) ソレハマダ其
表ヲ差上ゲテ居リマヌ、其百二十八万圓ヲ
東京市ガ取ルデアラウカ、ドウデアラウカ
ト云フコトヲ私考ヘテ見マスルニ、東京市
ナツテ、宅地ダケトナルト百四十万圓トナ
ル……

○子爵大河内輝耕君 府縣稅ダカラ多少市
町村稅モ入ジテ居ルノデセウ

○委員長(伯爵柳澤保惠君) 如何デスカ、
説明中ハ御待チニナツテ後ニ願ヒマセウ

申上ゲマストハ東京市ハ二百万圓バカリ地
租ノ附加税ヲ制限満度マデ取レバ取レルヤ
ナルノデアリマス、其差額ハチヨット二百万
圓バカリ東京市ガ取ラウト思ヘバ取レルヤ
ウニナルノデアリマス

○藤田四郎君 チヨット申上ゲマスガ、九號
ノ方ト八號ト東京ノ收入ガ達ウノデスガ、
正法ニ依シテ東京市ガ制限満度マデ取ルコ
トニ致シマスルト百二十八万圓バカリマダ
現在ヨリカ餘計取レルト云フ計算ニナツテ
アリマス

○政府委員(次田大三郎君) ソレハマダ其
表ヲ差上ゲテ居リマヌ、其百二十八万圓ヲ
東京市ガ取ルデアラウカ、ドウデアラウカ
ト云フコトヲ私考ヘテ見マスルニ、東京市
ナツテ、宅地ダケトナルト百四十万圓トナ
ルコトニナリマス、併ナガラ若シ其地主ガ
ガ地租ノ附加税トシテ納メル金額ハ増加ス
ルコトニナリマス、併ナガラ若シ其地主ガ
ガ地租ノ附加税トシテ納メテ居ル人デアリマス
レバ、所得税ノ附加税ニ於テ若干減少スルコ
トニナルト思ヒマス、又營業収益税ヲ納メ
テ居ル人デアリマスレバ、營業収益税ノ附
加税ニ於テ、若干減ズルコトニナルノデア
リマス、地租ノ附加税ニ於テ増ス額ト、營
業収益税ナリ所得税ノ附加税……營業収益
税附加税、所得税附加税ノ方デ減ジマス額
トドチラガ多イダラウカト云フコトハ、其
人ミノ營業ヲ手廣クヤフテ居ルカ、所得額ガ
多イカ、或ハ持ツテ居ル土地ガ廣イトカ狭イ
ト云フコトニ依シテ決スルノデ、一概ニハ申
スコトハ出來マセヌガ、兎ニ角地主ガ地租

申上ゲマストハ東京市ハ二百万圓バカリ地
租ノ附加税ヲ制限満度マデ取レバ取レルヤ
ナルノデアリマス、其差額ハチヨット二百万
圓バカリ東京市ガ取ラウト思ヘバ取レルヤ
ウニナルノデアリマス

○政府委員(次田大三郎君) 東京市ノ方ヲ
申上ゲマストハ東京市ハ二百万圓バカリ地
租ノ附加税ヲ制限満度マデ取レバ取レルヤ
ナルノデアリマス、其差額ハチヨット二百万
圓バカリ東京市ガ取ラウト思ヘバ取レルヤ
ウニナルノデアリマス

○政府委員(次田大三郎君) ソレハマダ其
表ヲ差上ゲテ居リマヌ、其百二十八万圓ヲ
東京市ガ取ルデアラウカ、ドウデアラウカ
ト云フコトヲ私考ヘテ見マスルニ、東京市
ナツテ、宅地ダケトナルト百四十万圓トナ
ルコトニナリマス、併ナガラ若シ其地主ガ
ガ地租ノ附加税トシテ納メル金額ハ増加ス
ルコトニナリマス、併ナガラ若シ其地主ガ
ガ地租ノ附加税トシテ納メテ居ル人デアリマス
レバ、所得税ノ附加税ニ於テ若干減少スルコ
トニナルト思ヒマス、又營業収益税ヲ納メ
テ居ル人デアリマスレバ、營業収益税ノ附
加税ニ於テ、若干減ズルコトニナルノデア
リマス、地租ノ附加税ニ於テ増ス額ト、營
業収益税ナリ所得税ノ附加税……營業収益
税附加税、所得税附加税ノ方デ減ジマス額
トドチラガ多イダラウカト云フコトハ、其
人ミノ營業ヲ手廣クヤフテ居ルカ、所得額ガ
多イカ、或ハ持ツテ居ル土地ガ廣イトカ狭イ
ト云フコトニ依シテ決スルノデ、一概ニハ申
スコトハ出來マセヌガ、兎ニ角地主ガ地租

ノ附加稅ヲ餘計負擔スルヤウニナルト云フ
コトハ東京市ニ付テハ考ヘラルコトナノ
デアリマスルガ、ソレト同時ニ營業收益稅
附加稅、所得稅附加稅ガ減ズルコトニナッテ
居ルト思フノデアリマス、若シ地主ガ營業
モシテ居ナイ、所得稅モ納メテ居ナイト云
フコトデアリマスレバ、地租ノ附加稅ガ増
シタダケハ其人ノ實負擔ガ增至云フコト
ニナルト思ヒマス、此東京市ニ於ケルガ如
キ關係ハ、地租附加稅ノ制限外課稅、地租
附加稅ノミナラズ、三國稅ノ制限外課稅ヲ
ヤッテ居リマスル 土地ニアッテハ略、同ジヤ
ウナコトニ相成ルト思フノデアリマス、今
日百十ノ都市ノ中デ僅カ四ツカ五ツカガ制
限内ノ課稅ヲ致シテ居ルノデアリマシテ、
其外ハ皆制限外ノ課稅ヲ致シテ居リマスル
カラ、大體ニ於テ、都市ニ於キマシテハ、
地租ノ附加稅ハ増ス、其代ニソレト同ジ
額ダケ營業收益稅ノ附加稅、所得稅ノ附加
稅カ減額スルト云フコトニ相成ルノデハナ
イカト思シテ居ルノデアリマス、次ニ農村ノ
今度制限率ガ下ガル所、制限一バイ取リマ
シテモ、從來ヨリカズット少額ダケシカ地租
ノ附加稅ヲ取ルコトガ出來ナクナル、町村、
農村ニ於キマシテハ其地主ノ負擔ハ是ハモ
ウ明瞭ニ減ズルノデアリマス、而シテ其代

リニ或ハ家屋稅ノ附加稅デアルトカ、戸數割ト云フヤウナモノガ、其額タケ増スコトニナルダラウト思フノデアリマス、デアリマスルカラ、若シ其地主ガ其町村ニ住ンデ居リスト、同時ニ、戸數割ノ方ガ増スコトニナルノデアリマス、併ナガラ其町村ニ地主ガ住ンデ居ナイト云フコトデアリマスルナラバ、地租ノ附加稅ガ、其地主ノ地租ノ附加稅ガ減ズルト云フコトニ、其町村ダケノ關係ニ於テハサウ云フコトニナルノデアリマス、デ此個人ノ負擔ガ斯ウ云フ譯デ、或ハ市街地ニ於テハ増シ、農村ニ於テハ減ズルト云フ關係ハ、改正法律ノ附則ノ第四項、明治四十一年法律第三十七號中改正法律案ノ附則ノ第四項第五項ニ規定ガアリマシテ、昭和十二年度分マデニ限り勅令ノ定ムル所ニ依テ一時ニ増額ヲシ、減額ヲサセナイ、ボツリボツリ、増スモノハ昭和十二年度マデ七年間ニ七分ノ一ヅツ増シテ致ス、減ル方ハ昭和十二年度分マデニ七分ノ一ヅツ減ラシテ、其制限率ヲ定メルト云フコトガ此十三年ニナリマシテ、今申上ゲマンタコトガ一パイニ行ハレルノデアリマシテ、ソレ迄ハ現在ノ制度ノ附加額ト、ソレカラ法律

ヲ一パイニ行ヒマシテノ附加額トノ差ガ七
分ノ一ヅツダケ年々増シ、或ハ減ルト云フ
コトニナリマシテ、サウ云フ譯デ税ヲ負擔
スル者ノ急激ナル負擔増ヲ避ケタ積リナノ
デアリマス、ソレカラ今度ハ公共團體ヲ別
別ニ考ヘタナラバ、地租ノ稅ハ増稅ニナル
デアラウカ、減稅ニナルデアラウカト云フ
コトヲ申上ゲタイト思フノデアリマス、市
街地ノ公共團體ハ地租ノ附加稅ハ増加イタ
シマス、大體ニ於テ増加スルト思ヒマス、
併ナガラソレト同時ニ其増加シマシタダケ
ハ他ノ稅デ減ジマスカラ、其團體ノ稅總額
カラ考ヘマスレバ、大體ニ於テ増減ノナイ
コトニナルノデアリマス、ソレカラ農村ノ
地租ノ減額スル所ニ於キマシテハ、地租ノ
附加稅ハ減ジマス、ソレト同時ニ其減ジマ
シタダケノモノハ他ノ稅ニ於テ植エル、大
體ニ於テ植エルコトニナラウト考ヘラレマ
スノデ、結局、農村ニ於キマシテモ、農村
ノ團體トシテノ地方稅ノ額ハ増減ガナイト
云フコトニナルト考ヘルノデアリマス、大
體昨日來ノ御疑問ノ點ニ付テ申上ゲマシタ
ノデアリマス、尙ホ説明ヲ要シマスレバ申
上ガマス

間ニ段々ニ上ゲテ行ク、今年ハ七分ノ一、
其次ハ七分ノ二、七分ノ三、七分ノ四、斯
ウ云フ風ニ上ゲテ行クト云フコトニ承知シ
テ宜シウゴザイマスカ

○政府委員(次田大三郎君) 此附則ノ第四
項、第五項ニハ、勅令ノ定ムル所ニ依テ制
限ヲ超過スル、或ハ制限内デ課税額ヲ定ム
ルトアッテ、七年ト云フ文句ハ書イテアリマ
セヌガ、別ニ勅令ノ要綱ヲ御参考ニ差上げ
タ筈デアリマス、ソレニ七年間ニ整理スル
ト云フコトヲ……

○藤田四郎君 何號デス

○政府委員(次田大三郎君) 地第七號デス

○藤田四郎君 只今ノ昭和七年カラ十二年
迄、毎年七分ノ一ハ上ゲ得ルト云フコトニ
ナッテ居リマスガ、此上ゲ得マスノハ、先刻
御話ノ營業収益稅……

○子爵大河内輝耕君 私マダ質問中デス

○委員長(伯爵柳澤保惠君) 藤田サン、チ
ヨット待テ下サイ

○子爵大河内輝耕君 地第七號ノ何處ニア
リマスカ

○政府委員(次田大三郎君) 此勅令……地
方稅關係改正法律案施行勅令要綱ト云フ所
ニ……、地第七號ノ四號……

○子爵大河内輝耕君 何行目デスカ

○政府委員(次田大三郎君) 其二頁ノ四デ
ゴザイマス、「改正制限率ニ依リ賦課スルコ
トヲ得ベキ……」、ソレノ一番終ノ所ニ一、二
ト書イテ「昭和六年度分ニ付テハ」云々「昭

和七年度分ニ付テハ法律ニ規定スル差額ノ
七分ノ六ヲ改正地租額ヲ以テ除シテ得タル
數」「昭和八年度分以降ニ付テハ昭和七年度

分ヨリ其六分ノ一ヲ毎年度遞減シタル數」是
ハ農村ノ減ル方ノ規定デアリマス、ソレカ
ラ市街地ノ増ス方ノ規定ハ其次ノ次ノ第六
號デアリマス「改正制限率ニ依リ賦課スル
コトヲ得ヘキ地租附加稅額ト特別地稅額又
ハ其ノ附加稅額トノ合算額カ從前ノ地租又
ハ地價ヲ標準トシ從前ノ制限率ニ依リ賦課
スルコトヲ得ヘキ」何々トノ合算額ヲ超エ
ル場合ト云フノハ第六號ノ方ニ規定シテ居

リマシテ、昭和六年度分ハ前年度通り、昭
和七年度以降ハ七分ノ一ヅツ制限率ヲ増シ
テ行クト云フコトヲ勅令デ規定スル考デ居
リマス

○子爵大河内輝耕君 サウスルト今モウ一
遍御確メ致シマスガ、六ノ括弧シテ二トア
ル之ヲ仰シヤルノデスカ「昭和七年度以降
ニ付テハ昭和六年度分ノ制限率ノ三十八分
ノ四十二法律ニ規定スル超過額ノ七分ノ一
ヲ改正地租額ヲ以テ除シテ得タル數ヲ毎年

度遞増シタル數」之ヲ仰シヤルノデスカ

○政府委員(次田大三郎君) 是ハ市街地ノ
如ク增加シマス分ニ付テハ之ヲヤラナケレ
バナラヌノデアリマス

○子爵大河内輝耕君 ソレデ段々分ッテ來
マシタ、サウスルト段々ニ是ハ増加スル、
七年經テ、サウシテ增加ノ極點ニ達スル、

詰リ例デ申シマスレバ地第九號デ伺ヒマス
ガ、此東京ハ増ガ四百六十三万五千圓トア
リマスガ、是ガ昭和六年度ナリ七年カラ一
ドキニ增加シナクテ、是ハ七分ノ一ヅツ段
段々增加シテ、昭和十二年ナリ何ンナリニ
ウ承知シテ宜シウゴザイマスカ

○政府委員(次田大三郎君) 此改正法律ヲ
適用イタシマシテカラ後、如何ナルコトガ
アツテモ地方稅ノ歲出ヲ増スコトハ許シマ
セヌト云フコトハ、私申上ゲルコトハ如何

カト考ヘマス、ドウシテモ必要已ムヲ得ナ
イ、例ヘテ言ヘバ傳染病ガ流行スルトカ、
必要已ムヲ得ザル場合ハ歲出ノ方ヲ増加ス
ルコトモ考ヘラレルノデアリマスガ、内務

省ノ考ト致シマシテハ、地方ノ歲出ハ、今
朝モ御質問ガアリマシタ通リニ、非常ニ膨
脹ニ膨脹ヲ重ネテ居リマスノデ、是ハドウ
シテモ革正シナケレバナラヌト云フ方針デ
ヤツテ參ッテ居ルノデアリマスカラ、今御質

ダケ增加スレバ外ガ減ルダラウ、斯ウ云フ
コトヲ仰シヤルノデスガ、ソレハ減ルダラ
ウト仰シヤルノデスカ、減ス方針デアルト

○子爵大河内輝耕君 サウスルト今モウ一
遍御確メ致シマスガ、六ノ括弧シテ二トア
ル之ヲ仰シヤルノデスカ「昭和七年度以降
ニ付テハ昭和六年度分ノ制限率ノ三十八分
ノ四十二法律ニ規定スル超過額ノ七分ノ一
ヲ改正地租額ヲ以テ除シテ得タル數ヲ毎年

程ノ御質問ハ……

○藤田四郎君 是ハ昭和七年カラ七分ノ一
度遞増シタル數」之ヲ仰シヤルノデスカ

○藤田四郎君 略、分リマシタガ、サウス
ルト昨日内務大臣ノ御説明ニナリマシタ地

スカ是ハ先キニ要ルカラト云フノデ必要ト
見テカラ、ソレニ關係セズニ増稅スルト云
フ意味デスカ、ドチラデスカ

○政府委員(次田大三郎君) 此改正法律ヲ
適用イタシマシテカラ後、如何ナルコトガ
アツテモ地方稅ノ歲出ヲ増スコトハ許シマ
セヌト云フコトハ、私申上ゲルコトハ如何

カト考ヘマス、ドウシテモ必要已ムヲ得ナ
イ、例ヘテ言ヘバ傳染病ガ流行スルトカ、
必要已ムヲ得ザル場合ハ歲出ノ方ヲ増加ス
ルコトモ考ヘラレルノデアリマスガ、内務

省ノ考ト致シマシテハ、地方ノ歲出ハ、今
朝モ御質問ガアリマシタ通リニ、非常ニ膨
脹ニ膨脹ヲ重ネテ居リマスノデ、是ハドウ
シテモ革正シナケレバナラヌト云フ方針デ
ヤツテ參ッテ居ルノデアリマスカラ、今御質

ダケ增加スレバ外ガ減ルダラウ、斯ウ云フ
コトヲ仰シヤルノデスガ、ソレハ減ルダラ
ウト仰シヤルノデスカ、減ス方針デアルト

○子爵大河内輝耕君 サウスルト今モウ一
遍御確メ致シマスガ、六ノ括弧シテ二トア
ル之ヲ仰シヤルノデスカ「昭和七年度以降
ニ付テハ昭和六年度分ノ制限率ノ三十八分
ノ四十二法律ニ規定スル超過額ノ七分ノ一
ヲ改正地租額ヲ以テ除シテ得タル數ヲ毎年

方團體全體トシテハ負擔ニ増減ガナイヤウ
ニ致サウト考ヘテ居リマス

○藤田四郎君 略、分リマシタガ、サウス
ルト昨日内務大臣ノ御説明ニナリマシタ地

方稅ハ平均シテ殖ヤサスト云フノハ、此改
正案ガ昭和六年度ノ分ニ對シテノコトデ、
後ニハ關係ナイト心得テ宜シイノデスカ

○政府委員(次田大三郎君) 昭和六年度ハ
現在通リノヤリ方ヲ致ス積リデアリマス、
ソレカラ昭和七年度以降ハ制限率ガ昭和十
二年度マノノ間ニ於テ差額ノ七分ノ一ヅツ
或ハ或團體ニ於テハ增加イタシマス、外ノ
團體ニ於テハ減少イタシマスノデアリマス
ガ、ソレト同時ニ外ノ稅ニ於テ、丁度地租
ノ附加稅ノ增シマス所ハ外ノ稅ヲ減ジ、地
租ノ附加稅ノ減ジマス所ハ外ノ稅ヲ増シマ
スカラ、地方稅全體トシテハ、其團體全體
トシテ考ヘレバ増減稅ガナイト云フコトヲ
昨日内務大臣ガ御答ヘシタモノト思ヒマス
○藤田四郎君 サウスルト昭和六年度ハ昨
日内務大臣ノ言ハレタ通リニ解シテ宜シウ
ゴザイマスカ、其先キノ方ハ片方ガ増シテ
行ッタカラト云フテ、ソレハ片方減スト云フ
形デハナインデスカ

○水野鍊太郎君 チヨット關聯シテ分ルヤ
ウニ說明ヲ申上ゲタイ

○委員長(伯爵柳澤保惠君) 宜シウゴザイ
マス

○水野鍊太郎君 明治四十一年法律第三十
七號中ノ改正案ニ付テ附則トシテ七八項ア

リマス、ソレハ今問題ニナッテ居ル所デア
ル、疑ハ何處ニアルカト云フト、斯ウ云フ
コトデハナイノデスカ、昭和六年分ニ限ッテ
昭和六年地租附加税ニ付テハ、是ハ從來ノ
通リデアル、附加税額ヲ變ヘナイ、斯ウ云
フコトデセウ、是ハ從前ノ規定ニ依ルトア
リマスカラ、ソレデアルカラ昭和六年度分
ハ變ヘナイ、昭和七年カラ昭和十二年間ニ
於テハ、是ハ順次ニ、増ス所ハ一時ニ増サ
ヌ、減ル所ハ一時ニ減ラサナイデ、ソコニ
調節ヲ圖ルト云フノガ、四項、五項ノ規定
デス、デスカラ四項ニハ合算額ニ達セザル
場合、其次ノ項ニハ合算額ヲ超ユル場合、
是ガ増減ノ場合ヲ見テ居ル、此時ニハドウ
アルカト言ヘバ、勅令ヲ以テ第一條又ハ第
四條ノ制限及第五條一項ノ制限ヲ超過シテ
課稅スルコトヲ得、若クハ其制限内ニ於テ
之ニ代ハルベキ課稅ノ制限云々、斯ウアル、
ソレデスカラ是ハ法律ノ上カラ見レバ課稅
ヲシテモ宜ケレバ、シナイデモ宜イ、法律
ノ上カラ制限外ノ課稅モ出來レバ制限内ニ
止メルト云フコトモ法律ノ上ニ出來ル、昭

和六年度ハ出來ナイ、此方ハ任意ノ規定ヲ
設ケテ居ル、ソコデ私ハ餘裕ヲ見タノデア
ラウト思フ、ソレデアルカラ法律ノ上デハ

ドンヽ増シテ行クテモ宜イ譯デアル、但シ
内務省ノ方針トシテハサウ云フコトヲヤラ
ナイノデ、是ハ方針デ、法律上ノ規定デナ
イ、ソレデスカラ其時ノ府縣知事、内務大
臣ノ考ニ依レバ、モット増ス場合モ出來ル、
モット減ス場合モ出來ル、是ハ單純ニ、今ノ
内務大臣ナリ今ノ次田君ナドハ、サウ云フ
風ニ考ヘテ居ルダケデアッテ、法律上ノ義務
デヤナイ、其時ノ事情ニ依シテ隨時ニ行政ノ
手心ニ依テドチラニデモ行ケルヤウニシ
テ置カウ、斯ウ云フ譯デアリマセウ

○森田福市君 私ガ一番先キニ昨日ノ續ヲ
問ウタノデアリマス、サウシタラ他ノ人力
委員ハ私ノ質問ニ答ヘズ、之ニ對スル質問
ノ答辯ニアラズシテ、提案ノ理由ノ説明ヲ
ナサタ、ソコデ私ノ質問ヲ繼續シテ行カヌ
ト一向要領ヲ得ヌノデアリマスガ、ドンド
ルダラウト思ヒマス

○政府委員(次田大三郎君) ハイ……御疑
ガ出來タコトト思ヒマスガ、此點ハ衆議院
ニ於キマシテモ勅令ヲドウ定メルカト云フ
御質問ガゴザイマシテ、ソレニ對シテ内務
大臣ガ先刻御説明ニナリマシタ同ジヤウ
ヲ起サレテ先程御質問ニナッタガ、疑ノ起ルノ
ガ尤ダト思フ、ト申シマスノハ、此規定ノ書
キ方ガ非常ニ複雑シテ居ル、チヨット條文ヲ
讀ンダダケデハ中ミ分リ難イノデアリマス
カラ、ソコヲ明カニシテ置クト云フ御質問
ハ此法案審査ノ上ニ最モ適當ナ御質問ト考
ヘル、サウシテ政府委員ノ御答ハマダソコ
迄ニキツチリ嵌ツテ居ラヌヤウニ私ハ思ッタ
ノデアリマスカラ、マア牽聯シテ只今申シ
マシタヤウナ意味デアルト私ハ信ジテ居ル
ガ、ソレデ差支ナイカ、其通リデアルカラ
云フコトヲ御伺ヒシテ、ソレニ對シテ十分
御説明ガゴザイマスレバ此條文ノ意味ハ分
致シマスト假ニ毎年七分ノ一ヅ、増シマシ
セヌケレドモ、ソレハ借措キマシテ、サウ
テ昭和十年ニ至リマスト云フト、例ヘテ言
ヘバ東京府ニ於テハ府稅ガ三百八十四万圓、
ソレカラ市稅ガ三百五万圓合セテ六百八十
九萬圓、是ガ如何程ニナリマスカ、若シ假
ニ毎年許サレテ増稅スルト云フコトニナリ

○委員長(伯爵柳澤保惠君) チヨット、藤田
君、水野君ガ濟ミマスマデ御猶豫ヲ願ヒタ
イ

○水野鍊太郎君 爲シ得ルノデスカ
ノ規定ニナッテ居リマシテ……

○水野鍊太郎君 爲シ得ルノデスカ
ガ出来タコトト思ヒマスガ、此點ハ衆議院
ニ於キマシテモ勅令ヲドウ定メルカト云フ
御質問ガゴザイマシテ、ソレニ對シテ内務
大臣ガ先刻御説明ニナリマシタ同ジヤウ
ヲ起サレテ先程御質問ニナッタガ、疑ノ起ルノ
ガ尤ダト思フ、ト申シマスノハ、此規定ノ書
キ方ガ非常ニ複雑シテ居ル、チヨット條文ヲ
讀ンダダケデハ中ミ分リ難イノデアリマス
カラ、ソコヲ明カニシテ置クト云フ御質問
ハ此法案審査ノ上ニ最モ適當ナ御質問ト考
ヘル、サウシテ政府委員ノ御答ハマダソコ
迄ニキツチリ嵌ツテ居ラヌヤウニ私ハ思ッタ
ノデアリマスカラ、マア牽聯シテ只今申シ
マシタヤウナ意味デアルト私ハ信ジテ居ル
ガ、ソレデ差支ナイカ、其通リデアルカラ
云フコトヲ御伺ヒシテ、ソレニ對シテ十分
御説明ガゴザイマスレバ此條文ノ意味ハ分
致シマスト假ニ毎年七分ノ一ヅ、増シマシ
セヌケレドモ、ソレハ借措キマシテ、サウ
テ昭和十年ニ至リマスト云フト、例ヘテ言
ヘバ東京府ニ於テハ府稅ガ三百八十四万圓、
ソレカラ市稅ガ三百五万圓合セテ六百八十
九萬圓、是ガ如何程ニナリマスカ、若シ假
ニ毎年許サレテ増稅スルト云フコトニナリ

○政府委員(次田大三郎君) ハイ……御疑
ガ御話ニナリマシタヤウニ、此法律ダケデ
考ヘマスレバ、四項ノ方ハ制限ヲ超過シテ
參リマスノデアリマス、五項ノ方ハ制限内
ニ別ニ制限ヲ定メルコトガ出來ルト云フ風

マジタラ……

○政府委員(次田大三郎君) 東京府ノ分ハ

地第八號ノ二、地租附加稅異動表、其一ト

アリマスル、ソレノ東京ノ所ノ增三百八十

一万七千圓ト書イテアリマス、其平年度ト

書イテアリマスノガ、即チ昭和十三年度ニ

於テ斯ウ云フ數字ニナルト云フコトヲ現ハ

シタノデアリマス、現行ハ三百三十六万圓

ノ制限額デアリマスガ……東京府ノ制限額

デアリマスルガ、其制限ガ昭和十三年度ニ

ナリマスト云フト五百十八万五千圓ニナル

ノデアリマス、東京市ノ方ハ……

○藤田四郎君 分リマシタ、サウ致シマス

ルト合セテ六百八十九万圓ト云フモノガ昭

和十二年ニ至ラテ是ダケ増ニナルト云フ譯

デスカ、サウシマスルト是ダケノモノガモ

ウ増サウト云フ頭ヲ以テ是ハ出來テ居ルノ

デスカ

○政府委員(次田大三郎君) 是ハ先程申上

ゲマシタ通リ其團體ノ財政狀態ナリ、其府

縣ナラバ府縣會、東京府デ申シマスレバ東

京府會ノ意思ニ依ラテ決スルコトニナルノ

デアリマス、此五百十八万五千圓ト申シマ

スルモノハ、大正十三年度ニ於テ東京府ガ

制限一パイ、即チ内藏兩大臣ノ許可ヲ得ル

ニ及バズシテ課稅スル金額ヲ示シタモノデ

アリマシテ、此制限一パイノ地租ノ附加稅

ヲ取リマスルカ、取リマセヌカト云フコト

ハ東京府ノ任意ニナル譯ナノデアリマス、

政府トシテハ是ダケノ金ヲ若シ東京府會ガ

欲スルナラバ法律上ハ取り得ルト云フコト

ニナルノデアリマス、併ナガラ一方東京府

ノ歲出ノ方ヲ濫ニ増加スルコトハ、一般地

方團體ノ財政監督ノ上カラ許サナイ方針デ

居リマスルカラ、是ダケノ稅金ヲ取ラス積

リデアルト云フ考ハ毛頭ナインデアリマ

ス、ソレナラバ何故斯ウ云フヤウニ課率ヲ

決メタカト云フ御質問ガアリマセウガ、是

ハ前申シマシタ通り全國ヲ通ジテ地方團體

ヲ今マデト同様ニスルノニハドウ云フヤウ

ナ課率ヲ定メタナラバ定マルカト云フコト

デ計算イタシマシタノデ、此計算ノ仕方ハ

從來地租本稅ニ異動ガアリマスル時ニ、附

加稅ヲ從來通り取ラスコトシテ課率ヲ定

メテ居ルノガ今マデノヤリ來リナンデアリ

マス、團體ニ依リマシテハ其爲ニ餘計取過

ギルト云フヤウナ團體モ出テ來マス、又取

レナイデ困ルト云フヤウナ團體モ出テ來ル

ノデアリマスルガ、全國ヲ通ジテ統一的ノ

制限率ヲ定メマス關係上、斯ウ云フ結果ヲ

生ズルノデアリマス、此結果ニ基イテ東京

府ハ果シテ其地租ノ附加稅ニ付テ更ニ三百

八十一萬圓ヲ取ルコトニナリマスカドウカ、

私ハサウ云フコトニハ萬々ナラナイモノト

リ地租ハ是ダケ四百六十三萬五千圓殖エル

モノデアルト、斯ウ承知シテ宜シイノデア

リマスカ

○子爵大河内輝耕君 チヨット私伺ヒマス

ガ、大藏大臣ガ御出ニナル時間ガ御分リデ

アリマセウカ、若シ御出ナレバ大藏大臣御

出ノ上デチヨット今ノコトヲ伺ヒタイノデ

スガ如何デスカ

○委員長(伯爵柳澤保惠君) 直キ御出ニナ

リマスカラ、十分程休憩イタシマス

午後二時四十一分休憩

午後三時九分開會

○委員長(伯爵柳澤保惠君) 休憩前ニ引續

キマシテ開會イタシマス

○子爵大河内輝耕君 先刻大藏大臣ノ御出

席ノ前ニ地方稅制限ニ付テノ質問ガ出マシ

テ、大體私共能ク分リマシタ、尙ホ大藏大

臣ガ御出ノ時ニ、簡単ニ其事ヲ御認メラ

テ置キタイト存ジマス、ソレデ政府委員ト

質問應答ヲ重ネマシタ時ニ、此參考書ヲ依

リマシテ、地第九號、之ニ付テ伺タノデス

カラ、チヨット大藏大臣モ此參考書ヲ一應

見テ頂キタイト思ヒマス……ソレデハ御尋

ニ續ケマスガ、地第九號ノ東京ト云フ下ニ

リマス、是ハ現行地租額トソレカラ今度地

租法ノ改正ニ依リマシテ生ジマシタ……詰

リ地租ハ是ダケ四百六十三萬五千圓殖エル

モノデアルト、斯ウ承知シテ宜シイノデア

リマスカ

○國務大臣(井上準之助君) 是ハ即チ七年

後ニナリマシテ第二回ノ賃貸價格調査ノ時

即チ今後七年間ノ最終ニ至リマシテ是ダケ

殖エルノデゴザイマス

○子爵大河内輝耕君 サウ致シマスト此四

百六十三萬五千圓ノ七分ノ一ツ、年々殖エ

ルモノ、斯ウ承知シテ宜シイノデスカ

○國務大臣(井上準之助君) 道理ハサウデ

ゴザイマスガ、先刻内務省ノ政府委員カラ

御答ヘ致シタト思ヒマスガ、即チ制限額ニ

依リマシテ七年後ニ全部殖エルモノト致ス

トスウナリマスガ、實際ハ斯様ニ殖ヤスク

殖ヤサナイカハ其時ノ公共團體ノ事情ニ依

ルコト考ヘテ居リマス

○子爵大河内輝耕君 能ク分リマシタ、ソ

レデ最高殖ヤストスルト四百六十三萬五千

圓ニナル、併シ實際ノ實情ニ依ラテソレダ

ケ殖ヤス必要ノナイ場合ハ成ルベク殖ヤサ

ヌヤウニシテ濟マセタイト云フコトハ能ク

分リマシタ、地租ハソレデ宜シウゴザイマ

スガ、其際ニ今度ノ稅制案ハ增稅デアルヤ

否ヤト云フ問題ガ出マシテ、政府委員ノ説

明ニ依レバ、成程一パイニヤルトスレバ四百六十三万五千圓ダケノモノハ殖エルガ、併シ是ハ一方ニ於テ營業収益稅ノ附加稅竝ニ所得稅ノ附加稅ヲ矢張リ七年度ニ互ツテソレダケ減ズルコトニナルノデアルカラ、増稅ニハナラナイ、斯ウ云フ御説明ニアッタノデアリマス、是モ御認メ下サイマスカ

○國務大臣(井上準之助君) 其通リデゴザイマス、是ガ殖エルニ從ヒマシテ、他ノ稅ヲ整理イタシマシテ、同額或ハ同額以上モ是デ減サウトスウ云フ覺悟デ居リマス

○子爵大河内輝耕君 其覺悟ト仰シヤイマスノハ、政府ノ御方針デアルト、必ズ地方團體ヲシテヤラセルト、斯ウ承知シテ宜シ

○國務大臣(井上準之助君) 左様デゴザイマス

○子爵大河内輝耕君 ソレデアリマスト、引上ノ方ニナリマスト、法律ノ制限ヲ引上ゲレバソレダケ引上ゲラレマスガ、引下ノ方ニナリマスト、法律ヲ其爲ニ直スト云フコトハ出來ナイコトダト存ジマス、サウ致シマスト、此制限ニ對シテ政府ガ東京市其他ヲマア強制シテ……ト云ヒマスカ、ヤラセルコトニ付キマシテハ、如何ナル行政上ノ形式ヲ執ラル、ノデアリマスカ、今ノ内

容ハ成程四百六十三万五千圓一方デ殖ヤセバ、他ノ方デ四百六十三万五千圓減スト云合ニ於キマシテ、ソレヲ制限一パイニ取ラフヤウニ御ヤリニナリマセウケレドモ、法律上ニ根據ガナイト云フト、如何ニモ其點ガ不安心ノヤウニ思ハレマスガ、其點ハ如何ナモノデアリマスカ

○國務大臣(井上準之助君) 私カラ一應政治上ノ意味ヲ答ヘテ、政府委員カラ補足イタサセマス、先刻大橋氏ノ質問ニ對シテ答ヘマシタヤウニ、地方稅ノ增加ト云フモノガ非常ニ巨額ナモノデアリマシテ、此點ニ付テハ之ヲ段々減シテ行カナケレバナラヌト云フ政治上ノ見地カラ出發イタシテ居リマスノデ、我ミニ於キマシテハ殖ヤサズニ減サウト、斯ウ云フ點デ參リマスガ、只今ノ地方ノ附加稅ノ制限率ノコトニ付キマシテハ、政府委員カラモウ一應御答ヘ致サセマス

○政府委員(次田大三郎君) 東京市其他ノ都市ニ於キマシテハ、ホンノ四五ノ例外ヲ除ク外ハ、百十ノ日本ノ市ガ殆ド全部三國稅ノ制限一パイ若クハ制限外ノ課稅ヲ致シテ居ルノデアリマス、制限外ノ課稅ヲ三國稅ニ付テ致シテ居リマスル場合ニ於テ、地稅ノ制限トカ地租ノ附加稅ノ制限率ガ今度法律デ變リマシタ結果トシテ、其制限額以

下ニ現在ノ地租ノ賦課額ガ落チルト云フ場合ニ於キマシテ、ソレヲ制限一パイニ取ラフヤウニ御ヤリニナリマスルト、營業収益稅附加稅、所得稅附加稅ノ制限外課稅ノ許可ノ申請ヲ内務大臣ニ致シマシタ際ニ、其團體ニハ、地租ノ課率地租ヲ制限一パイ何ナモノデアリマスカ

○國務大臣(井上準之助君) 私カラ一應政治上ノ意味ヲ答ヘテ、政府委員カラ補足イタサセマス、先刻大橋氏ノ質問ニ對シテ答ヘマシタヤウニ、地方稅ノ增加ト云フモノガ非常ニ巨額ナモノデアリマシテ、此點ニ付テハ之ヲ段々減シテ行カナケレバナラヌト云フ政治上ノ見地カラ出發イタシテ居リマスノデ、我ミニ於キマシテハ殖ヤサズニ減サウト、斯ウ云フ點デ參リマスガ、只今ノ地方ノ附加稅ノ制限率ノコトニ付キマシテハ、政府委員カラモウ一應御答ヘ致サセマス

○政府委員(次田大三郎君) 東京市其他ノ都市ニ於キマシテハ、ホンノ四五ノ例外ヲ除ク外ハ、百十ノ日本ノ市ガ殆ド全部三國稅ノ制限一パイ若クハ制限外ノ課稅ヲ致シテ居ルノデアリマス、制限外ノ課稅ヲ三國稅ニ付テ致シテ居リマスル場合ニ於テ、地稅ノ制限トカ地租ノ附加稅ノ制限率ガ今度法律デ變リマシタ結果トシテ、其制限額以

來ヤリ來、テ居ルノデアリマス、是ハ内閣ガ假ニ更ルト云フヤウナコトガアリマシテモ此方針ガ、此ヤリ方ガ變ルト云フヤウナコトハ考ヘラレナイト存ジマスルノデ、其方針ニ依ラテ歲出ノ増加サヘナケレバ、地租ノ附加稅ニ於テ増シタ所ノモノハ、外ノ國稅ノ附加稅若クハ家屋稅附加稅等ニ於テ減サスコトガ出來ルト信ジテ居リマス

○子爵大河内輝耕君 サウ致シマスルト、假ニ東京市ナラ東京市ガ所得稅竝ニ營業収益稅ノ附加稅ニ付テ制限外課稅ヲヤッテ居ル、ソレデアルカラ此地租ノ附加稅ガ四百六十三万五千圓ノ七分ノ一ヅ、假ニ殖エル、ソレデアルカラ此地租ノ附加稅ガ四百六十三万五千圓ノ七分ノ一ヅ、假ニ殖エルトシマスレバ、法律ニ從シテソレニ相當スル額ヲ此制限外課稅カラヤメサセル、詰リ今迄認可シテ居タ制限外課稅ヲ取消スノダト、斯ウ云フヤウニ解シテ宜シイノデスカ

○政府委員(次田大三郎君) 今マデ許可シテ居リマシタ制限外課稅ノ額ヲ、其地租ノ附加稅デ餘計ニナリマスダケ減ラシテ許可スル考デアリマス

○子爵大河内輝耕君 能ク法律關係ハ存ジマセヌガ、一度制限外課稅ヲシテシマックモノヲ、サウ云フ理由デ今迄ハ、此處マデハ制限外課稅ガ宜イ、今度ハ斯ウナタカラ、其制限外課稅ハソコ迄イケナイノダ、モット

下ゲロト云フコトハ差支ナイノデスカ

○政府委員(次田太三郎君) 制限外課稅ノ許可ハ年々ヤッテ居リマス、一年限リデヤッテ居リマス

○子爵大河内輝耕君 段々能ク分シテ來マシタガ、サウスルト東京市ハドウカ知リマセヌガ、或所ニ依リマスト、地租ガドンドン上ヅテ來ル、一方ニ減ヅテ來ル、到頭制限ノ以下ニ落込ムグラウト思ヒマスガ、サウ云フ場合ニハドウシマスカ

○政府委員(次田太三郎君) サウ云フ團體ハ一々ノ團體ニ付テ調べタ譯デアリマセヌカラ、例外ナシニト云フコトハ申上ゲ兼ネマスガ大多數ノ都市ニ於キマシテハ、矢張リ地租ガ増額イタシマスコトニ依ツテ、他ノ國稅ノ附加稅ノ制限外課稅ガ全部ナクナルト云フノハ、極ク少イデハナイカト思ツ

○子爵大河内輝耕君 斯ウ解シテ如何デアリマスカ、例外デナイモノハ制限外課稅ガ

下來ルマデ地租ヲ上ゲル、ソレカラソレヨリ下へ落込ム場合ハ地租ノ上ゲ方ヲ止メテ置ク、斯ウ云フ風ニ解シテハイケマセヌカ

○子爵大河内輝耕君 斯ウ解シテ如何デアリマスカ、例外デナイモノハ制限外課稅ガ

ノ國稅ノ附加稅ノ制限外課稅ガ全部ナクナルト云フノハ、極ク少イデハナイカト思ツ

○子爵大河内輝耕君 斯ウ解シテ如何デアリマスカ、例外デナイモノハ制限外課稅ガ

ノ國稅ノ附加稅ノ制限外課稅ガ全部ナクナルト云フノハ、極ク少イデハナイカト思ツ

○子爵大河内輝耕君 施設只今大藏大臣ノ御説明ノヤウナラバ、ソレデ宜カラウト思

テ置ク、斯ウ云フ風ニ解シテハイケマセヌカ

○國務大臣(井上準之助君) 實質ハ大河内子爵ノ御尋ノヤウニナリマセウ總額ハ…

併ナガラ片方ニ制限外課稅ガ、營業收益稅

或ハ所得稅ノ附加稅ガ無クナッテ居ル、其場合ニ地租ノ附加稅ノ方ヲ上ガズニ

置イテ、サウシテコ・チノ附加稅ノ方ハ制限一・パイニ行クコトガアルカト云フト、法律上ハサウ參リマセヌヤウデス、地租ノ附加稅ノ方ハ矢張リ制限外マデハ上フナクテモ、其制限一・パイヲ取ルカ取ラヌカハ、其

公共團體ノ自由デアリマス、無關係デアリマス、併シ片方ハ制限以内ニ四マシテ行ク

ノデアリマシテ、ソコニナリマシタナラバ法律ヨリモ政治上ノ監督デ行クヨリ仕方ガナイノデ、是ハ監督デ行クヨリ外アリマセヌガ、今日ノ所デハ餘程少イト思ヒマス、

シタ、早速著手イタサセマシテ差上ゲマス

○國務大臣(井上準之助君) 承知イタシマシテ、ソコニナリマシタナラバ

法律ヨリモ政治上ノ監督デ行クヨリ仕方ガナイノデ、是ハ監督デ行クヨリ外アリマセヌガ、今日ノ所デハ餘程少イト思ヒマス、

シタ、早速著手イタサセマシテ差上ゲマス

○子爵大河内輝耕君 内務省ノ政府委員ニ申上ゲマスガ、愚念ヲ押スヤウデスガ極メ

テ少ナイト仰シヤッタノハサウデナイトイケマセヌカラ、少ナクナケレバ今少ナクナイト云フコトヲ仰シヤル方ガ宜イ、サウデ

附加稅制限外課稅ガマダ残ルデアラウト考ヘテ居リマス

○子爵大河内輝耕君 事實只今大藏大臣ノ御説明ノヤウナラバ、ソレデ宜カラウト思

テ置ク、斯ウ云フ風ニ解シテハイケマセヌカ

○國務大臣(井上準之助君) 實質ハ大河内子爵ノ御尋ノヤウニナリマセウ總額ハ…

ニナッテ、ドレダケ極メテ稀ナル例外ト云フモノハ有ルノカ無イノカ、有ルナラバドレ

ダケト云フコトハ、此委員會デハッキリサシテ置キタイト思フ、幸ヒ今政府委員カラ

御說明ノヤウニ、極メテ少イト云フコトデアレバ、或ハ大局カラ見テ大シタコトハア

ルマイト思ヒマスケレドモ、極メテ少イト云フ御說明ノ下デ、又能ク調べテ見ルト又

殖エタリスルト云フト、折角ノ御說明ガ其爲ニツマラナイ時間ヲ費シタリシマスカ

ラ、如何デアリマスカ

○國務大臣(井上準之助君) 承知イタシマシテ、ソコニナリマシタナラバ

シタ、早速著手イタサセマシテ差上ゲマス

○子爵大河内輝耕君 内務省ノ政府委員ニ申上ゲマスガ、愚念ヲ押スヤウデスガ極メ

テ少ナイト仰シヤッタノハサウデナイトイケマセヌカラ、少ナクナケレバ今少ナクナ

イト云フコトヲ仰シヤル方ガ宜イ、サウデ

附加稅制限外課稅ガマダ残ルデアラウト考

テ置ク、斯ウ云フ風ニ解シテハイケマセヌカ

○子爵大河内輝耕君 事實只今大藏大臣ノ御説明ノヤウナラバ、ソレデ宜カラウト思

テ置ク、斯ウ云フ風ニ解シテハイケマセヌカ

○政府委員(次田太三郎君) 今日百十ノ日本ノ市ノ中デ制限外課稅ヲ致シテ居リマセ

ヌ都市ガ、確カ四ツカ五ツカアリマス、其外ハ相當重イ制限外課稅ヲ致シテ居リマスガ、是ハ調査ヲ致シマシテ、ハッキリシタコトヲ申上ゲタ方ガ宜カラウト思ヒマス

○子爵大河内輝耕君 ソレデハ今ノ説明デ能ク分リマシタカラ、極メテ少ナイカ少ナクナイカト云フコトモ伺ハナイコトニ致シマシテ、他日御調査ニ依ツテ質問ヲ、必要ガアレバ致シマス

○子爵大河内輝耕君 ソレデハ今ノ説明デ能ク分リマシタカラ、極メテ少ナイカ少ナクナイカト云フコトモ伺ハナイコトニ致シマシテ、他日御調査ニ依ツテ質問ヲ、必要ガアレバ致シマス

○子爵大河内輝耕君 宜シウゴザイマス〔水野鍊太郎君發言ノ許可ヲ求ム〕

○委員長(伯爵柳澤保惠君) 大河内君ハ宜シウゴザイマスカ

○子爵大河内輝耕君 宜シウゴザイマス〔水野鍊太郎君發言ノ許可ヲ求ム〕

○子爵大河内輝耕君 只今地方稅ノコトガ問題ニ相成ツテ居ルノデアリマスガ、地方稅ノコトニ付テハ、主トシテ内務大臣ガ主管サレ

テ居ルノデアリマスカラ、内務大臣ニ伺フノガ順序ト思ツテ居リマスガ大藏大臣モ地

方財政ノ監督ヲ爲サルノデアリマスカラ、

大藏大臣ノ意向モ此際伺ツテ置キタイト思

フノデス、御承知ノ如ク、先程大橋君カラモ御話ニナリマシタ地方費ノ増加ト云フノ

ハ、年ヲ逐ウテ著シク相成ルノデアリマス、

今日デハ十七億バカリ、或時ニハ十八億ニ

達シタコトモアル、今デハ國費ヲ凌駕シテ居ルト云フ有様デス、是ハ實ハ私共モ地方行政ノ局ニ當ツテ居リマシテ、此増スコトガ善イカ悪イカト云フコトニ付テハ、考慮シバナラベナラヌガ、コンナニ増シタコトガ善イカ悪イカト云ヘバ、其責任ヲ問ハナケレバナラナイト思ヒマスガ、併シ事實地方ノ財政ガ膨脹シテ、地方費ノ増加ト云フコトニ付テハ、勢ノ免ルベカラザルコトナノデアリマス、申スマデモナク、國運ノ進歩ト文化ノ發展等ニ伴ヒマシテ、地方ニ於テ爲スベキ事業ガ非常ニ多クナッテ來ルノデアリマス、先程井上大藏大臣モ國ノ方面ノ義務費ノコトヲ御話ニ相成リマシテ、而シテ是ガ七億バカリアル、地方財政ニ於テモ同ジ義務費ニ屬スルモノガ隨分アル、例ヘバ小學校ノ費用ノ如キ、是ハ義務費ト申シテモ差支ナイト思ヒマスガ、年々就學兒童ノ數ハ殖エテ、從ツテサウ云フ兒童ヲ收容スル所ノ學校ト云フモノガ非常ニ多クナッテ來ル、又多クセネバナラヌ、デ學校ノ增築ト云フコトモ出テ來ル、小學校教員モ増サネバナラヌ、其俸給モ時勢ニ伴テ増シテ行カネバナラヌト云フコトモアル、又道路交通ノ關係カラ見マシテモ、近時交通ガ發達イタシテ、殊ニ自動車ノ發達ニナリマスルト

云フト、地方ニ於ケル道路ノ改良ト云フコトモヤラナケレバナラヌ、今日デハ交通ノ機關ノ寧ロ不備ヲ感ジテ居ル位デアリマシテ、國道ニ於テモ左様デアリマス、府縣道ニ於テモ同様デアリマスガ、道ハ崩レテ來ル、橋ハ破レテ來ル、此橋ヲ通ルガ爲ニ水盃ヲシテ行カナケレバナラヌト云フヤウナ状況ヲ呈シテ居ル所モアルノデアリマス、其他傳染病ガ流行レバ、之ニ對シテ府縣市町村等ニ於テ、之ニ對スル所ノ施設ヲセナケレバナラヌ、又產業諸方面ニ於キマシテモ、種々ノ點ニ於テ灌漑ナリ、排水ナリ、耕地整理ナリト云フヤウナコトヲシナケレバナラヌト云フヤウニ、必要ノ費用ト認メラルモノガ年ヲ逐ウテ殖エルノデアリマスカラ、勢ヒ地方費ハ膨脹シテ來ルノデアリマス、中ニハ其膨脹スル支出ノ中ニハ、不要ナルモノモ必シモナイトハ申シマセヌ、ケレドモ只今申シマシタルヤウナ事、其他地方ノ費目ヲ御覽ニナリマスレバ、警察費ト云ヒ、又社會政策的ノ諸支出ト云ヒ、年々サウ云フ支出ガ殖エテ來ル、勢ヒ地方費ガ増サザルヲ得ナイト云フ風ニ相成リマシタノデ、今日デハ誠ニ我ミガ見テモ驚クベキ地方費ハ膨脹シテ來ル、而シテ其財源トシテハ何ガアルカト云フト、此財源ガ窮

乏シテ居ルト云フコトモ、是ハ地方ノ實情ニ通ジテ居ル所ノ者ノ皆知ツテ居ル所デアリマス、ソレ故ニ地租ノ附加稅ニシテモ、營業收益稅附加稅ニシテモ殆ト制限額マヂテ、場合ニ依ルト制限外課稅ヲスルト云所ガ非常ニ多イノデアリマス、而モ其制限外課稅ガ非常ニ重クナッテ居ルト云フコトモアリマス、只今次田君カラ御説明ニナタ通り、我國ノ都市ガ百十バカリアリマスガ、其中制限外課稅ノナイノハ僅ニ三四市モ、種々ノ點ニ於テハ此財源ガ無イノニ苦シムタリマス、是ハ町村ニ於テモ亦同ジ、ノデアリマス、是ハ町村ニ於テモ亦同ジ、殊ニ町村ニ於テハ此財源ガ無イノニ苦シムダト言ハレマスルガ、左様デアラウト思フモ、其訓令ガ實行セラレズシテ、昭和六年府縣ニ訓令ヲ出シタノデアリマスルケレドモ、其訓令ガ實行セラレズシテ、昭和六年ニ於テ地方費ノ節約ヲ圖ラントシテ、各府縣ニ訓令ヲ出シタノデアリマス、地方費ノ節約ヲ度ノ豫算ヲ見マシテモ、一千七百万圓以上増シテ居ルノデアリマス、地方費ノ節約ヲ圖ルト云フコトハ今日ハ私ハ餘程困難ト思マスルト、私ハ大藏省ト云ヒマスカ……大藏大臣ノヤリ方モ宜シクナイト思フノデアリマス、國ニ於テ爲スベキコトヲ、地方ニ轉嫁スルコトガ往々アルノデアリマス、又地方ニ於テハ國ガシテ吳レナイカラ已ムヲ得ズ地方デヤルト云フコトニナル、道路ノ如キモ、一體言ヘバ、國道ノ如キハ國デ負擔シテモ宜イノヲ、ナカノ國ガ之ヲシナインオデ、地方費ガ之ヲヤル、港灣ノ改築ニシテモ、河川ノ改修ニシテモ、是モ地方ノ財政ニ重イ負擔ヲ増スト云フコトニ留意ノ財政ニ重イ負擔ヲ増スト云フコトニ留意セラレナイデ、國ノ爲スベキコトヲ地方ニデ爲ストキニハ國ガ補助スルケレドモ、國ノ財政ノ關係デ出スベキ金ヲ出サナイ、從テ地方ノ者ハ已ムヲ得ズ、地方債ニ依ツテ之

ヲ支辨セネバナラヌ、少クモ地方債ノ利子ダケハ餘計取ラレルト云フヤウナ關係ニナル、此狀況ヲ大藏大臣ハ御了知ニ相成テ居ルカドウカ、又御了知ニ相成テ居ルト云フ御考デアルデアラウカ、根本論ト致シマシテハ國ガスペキコトヲ、地方ニヤラセル、國ノ官吏ノ費用ガ少イ、人數ガ少イト云フト、地方官吏員ト云フ者ヲ置イテ、地方費カラ俸給ヲ拂テ而シテ其吏員ニ國ノ仕事ヲサセルト云フヤウナコトニナル、國ニ於テ中等程度以上ノ學校ヲ施設スペキモノヲ、ソレヲ國ガシナイガ爲ニ已ムヲ得ズ地方ガサウ云フ學校ヲ施設スルト云フヤウナコトガアル、例ヘバ高等學校ノ如キハ國ガスペキモノヲ、國ガシナイガ爲ニ、地方ガ爲スト云フコトモアルノデアリマス、斯ノ如キ狀態デアリマシテ、私ハドウモ今後此地方ノ財政ニ付テハ、ドウ云フコトヲシテ宜シイカト云フコトハ、私共モ實ハ適當ナ案ヲ持ッテ居ルモノデハナイノデアリマス、併シ此儘ニシテ置キマスレバ、地方ノ財政ト云フモノハ日ニ日ニ殖エテ來ル、殖エルト云フコトハ必シモ惡イトハ申シマセヌケレドモ、其財源ニ窮スルト云フコトハ、是ハ爭フベカラザルコトデア

リマス、故ニ已ムヲ得ザレバ國カラ財源ヲ供シテモ、地方團體ノ疲弊困憊ヲ救フト云フヤウナ、政治的計畫ガナケレバナラヌ、又一面ニ於キマシテハ、地方ニ於キマシテハ、是ハ露骨ニ申シマスト、政黨關係ト云フヤウナモノガアリマシテ、甲ノ道路ヲ造ル、乙ノ港灣ヲ造ルト云フコトニナリマスル、乙ノ港灣ヲ造ルト云フコトニナリマスルト云フト、政黨地盤開拓上、權衡問題トシテ、之ニ適應スル所ノ他ノ道路トカ港灣トカヲ造ラネバナラヌト云フヤウナコトモ、中ニハ無キニシモアラズデアルノデアリマス、是ハ安達内務大臣ガ居ラレマスカラ、私率直ニ御互ニ話ヲシタイト思テ居タノデアリマス、ソレガ爲ニ無用ノ工事モアリマス、ソレ等ノコトハ私ハ今後何レノアリマス、ソレ等ノコトハ申シマセヌガ、今後是等ノコトニ思テ致シテ、國ヲ憂ヘル者ハカト云フト、甚ダ失禮ナ申シ分デアリマスガ、必シモサウ云フ風ニハナラヌヤウニ思フ、併シ過去ノコトハ申シマセヌガ、今後深ク今後ノ大方針ヲ定メナケレバナラヌト思ヒマス、茲ニ於テカ私ハ井上君ニ伺ヒタノハ、是等ノ點ヲドウ云フ風ニ御考ヘニナッテ居ルカ、又是等ニ對シテ、中央財政ノラヌト思フノデアリマス、今日ノ中央ノ財政ノ狀況ヲ見マシテモ、地方ノ財政ノ狀況ヲ見マシテモ、或ル意味ニ於テ行詰リニナッテ居ルト云フコトヲ言ハレルノデアリマスルガ、或ハサウデアルカモ知レナイノデアリマス、而シテ一面是等ノ費用ヲ分擔スルハ結構ナコトデアリマスルガ、此點ニ付テ所ノ國民ト云フモノハ、商工業者ト云ハズ、農民ト云ハズ、都市ト云ハズ、農村ト云ハズ、隨分窮境ニ立ツテ居ルノデアリマス、是

等ノコトヲ考ヘマスレバ、私ハ一方ニ於テハ之ヲ作り、一方ニ於テハ之ヲ壞スト云フ如キ、ツマラヌ争ハシナイデ、寧ロ舉國一シテ居ル次第デアリマス、井上大藏大臣ガ致シテ此財界、經濟界、中央地方ノ狀況ニシテ居ルレマシテ以來、隨分御苦心ヲナサレテ、整理節約ヲサレタノデアリマス、併シテ居ル次第デアリマス、井上大藏大臣ガニ致シマシテモ、何レノ政黨ノ人ガヤルニシテ終タト云フヤウナコトモアルカハ分リマセヌケレドモ、ソレハ何レノ政府ガヤル力他ノ政府ガヤラレルコトニナルカハ分リマセヌケレドモ、ソレハ何レノ政府ガヤルニ致シマシテモ、斯ウ云フ點ニハ深ク思テ致シテ、極ク公平ニ又適切ナル整理ヲ爲サレテ、極ク公平ニ又適切ナル整理ヲ爲サレヤウニ致サレネバ相成ラヌト思フノデアリマス、是等ノ事ニ付キマシテ、少シ脱線シテ申上げタノデアリマスケレドモ實ハ忌憚ナキ自分ノ表情ヲ、申述ベタノデアリマス、幸ニ大藏大臣ガ亦同ジク胸襟ヲ開イテ、忌憚ナキ御意見ヲ承ルコトガ出來レバ幸トシテ申上げタノデアリマスケレドモ實ハ忌憚ナキ自分ノ表情ヲ、申述ベタノデアリマス、幸ニ大藏大臣ガ亦同ジク胸襟ヲ開イテ、忌憚ナキ御意見ヲ承ルコトガ出來レバ幸ト思フノデアリマス

○國務大臣(井上準之助君) 只今水野氏ヨリノ御説ハ全ク同感デアリマス、ソコデ我我ノ考ヘテ居ルコトヲ簡單ニ申上げテ見マスト、御手許ニ上げテアリマスル地方財政概要ノ表ノ六頁ヲ御覽下サイマスト、一番多イ費用ハ教育費デアリマス、其次ハ土木費、衛生費、此三項目ガ一番地方ノ大キナ歳出デアリマスガ、之ヲドウシテ整理スルカ、今水野氏ノ言ハレル如ク國カラ財源ヲ

理スルカ、斯ウ私ニ御間ニ對シテ、私ノ考
ヲ申上ゲマスト、教育ノ整理ハ非常ニ困難
デアリマスガ、只今マデノ地方ノ教育費ノ
増加ノ趨勢ト、今日經濟界ノ急變ニ依リマ
シテ、地方ノ教員ノ俸給ト云フモノニ付テ
彼レ此レノ地方ニ於テ議論ノアルコトモ考
ヘテ見マスト、年々此教育費ノ増加スル點、
殊ニ茲ニ計上イタシマセヌ即チ一家庭ニ於
テ子弟ノ教育ノ爲ニ使用スル教育費ト云フ
モノト合計イタシテ見マスト、殆ド今日ノ
經濟界デハ、私ハヨウ堪ヘヌ程ノ費用ヲ拂
テ居ルト考ヘテ居リマス、此點ニ付キマシ
テハ文部省ニ於テモ地方教育ヲ、平易ナ言
葉デ申シマスト、モウ少シ安ク、同一ナ教
育ヲシテ、安ク教育ノ出來ルヤウニ方針ヲ
變ヘテ研究セヌケレバイカヌト云フコトヲ
我ミハ豫テ申合テ居ルヤウナ次第デアリ
マシテ、此點ニ付テドレダケノ改善ガ今後
出來ルカ知レマセヌガ、其點ニ付テ餘程研
究シナケレバナラヌト考ヘテ居リマス、ソ
レカラ第二ノ土木費ト云フモノガ、是ガ只
今御話ニナリマシタ河川、港灣費モ入りマ
スガ、大體ヲ申シマスト、地方ガ獨立シテ
使ツテ居ル金ガナカヽ多イノデアリマス、
此點ニ付テ地方デハ大體ヲ申シマスト、何

キナ費目ヲ占メテ居リマスガ、斯ウ云フ點ニ付テモ私ハ餘程節スル餘地方アルトスウ思ヒマス、次ニ衛生費ノ如キ、是ガ三科目ヲ通ジマシテ中央政府カラ法律命令ニ依テ地方ガ其自然ノ結果トシテ費用ヲ負擔セヌケレバナラヌモノガ莫大ニアルノデアリマシテ、私ハサウ云フ點ニ付キマシテ、今般行政整理ヲスルト言ヘバ、地方モ通ジテヤラウ、又中央カラ地方ニ餘計ナ負擔ヲサシテ居ル點ヲ、十分事務ノ簡捷ヲ圖フテ、ソレヲ省カヌケレバ教育費デモ衛生費デモ省ケマセヌ、サウ云フコトヲ考ヘテ居リマシテ、又現在ノ公共團體ヲ見マスト、仕事ヲヤリナガラ歳入缺陷ノアル公共團體ガ數限リモナク多イノデアリマス、サウ云フ今日ハ狀態ニナツテ居リマス、私ハ財源ヲ研究シテヤル、斯ウ云フコトヨリモ、今日ノ所デハ今日ノ時代ニ應ズルヤウニ、地方ノ一ツ歳出ヲ減ジラレルダケ減ジテ見テ、サウシテ其後ニ財源ト云フモノハ考ヘルベキモノノ減税モ私モ研究イタシマシタガ、多數ノ人カラ寧ロ國稅ヲ減ゼズニ、英吉利デヤツタコトガアリマスガ、今度ノ一千五百万圓ノ

稅ヲ全部地方ニ轉換シテシマッタラドウカ、
即チ地方ニ此財源ヲヤツテシマッタラドウカ、
ト云フ御議論モアリマシタ、丁度義務教育
費ノ國庫負擔ノ増額ヲスルヤウニ、二千五
百万圓ノ金ヲ吳レテ、ソレダケ地方ノ減稅
ヲ圖ツタ方ガ、今日ノ時勢ニ勿論適合スルヂ
ヤナイカト云フコトヲ言ハレマシタノデア
リマスガ、今般ノハ寧ロ地方ノ歲出ヲモウ
少シ切詰メテ、サウシテ後ニ財源ヲ研究ス
ルコトガ本當デナカラウカ、地方ノ今日ノ
狀態デ言ヒマスト、モウ殆ド或市ノ如キニ
ナリマスト、多數ノ市ハ破產シテシマッテ
居テ、殆ド財政整理ガ收拾スペカラザル所
ガ澤山アリマス、市ダケデアリマセヌ、縣
ニモ澤山アリマス、甚シイノニ至リマシテ
ハ預金部カラ貸シテ居ル金ノ利息モ拂ハヌ
ケレバ、其年賦金サヘモ出セヌト云フヤウ
ナ縣ガアリ市ガアリ、サウ云フ狀態ニナッテ
居リマスカラ、左様ナ所ニハ多少ノ財源モ
考ヘテヤラヌケレバナリマセヌガ、根本カ
ラ言フト、私ハ歲出ヲ切詰メテヤツタ方ガ宜
シイ、サウ云フコトヲ考ヘテ、中央ノ整理
ヲスルヨリ、ヨリ以上ニ難儀デアリマスケ
レドモ、今日ノ地方ノ公共團體ノ財政狀態
ハ誠ニドウモ寒心スベキ狀態デアリマスカ
ラ、一昨年カラ地方費ヲ減サウ、斯ウ云フゴ

ヲ考へテ今日マデ參ッテ居ル次第アリマス
マス、甚ダ具體的ニ答辯ガ出來マス時代マ
デ進ンデ居リマセヌコトハ遺憾デアリマス
ガ、左様ニ思ヒマス

○水野鍊太郎君 大體ノ御答ニアッテ……

能ク人ガ今井上大藏大臣ガ言ハレタコトヲ
言フノデアリマス、教育費モ減ラシタラ宜
カラウ、土木費モ減ラシタラ宜カラウ、衛
生費モ減ラシタラ宜カラウ、斯ウ云フヤウ
ナコトヲ言フノデアリマス、是モ頭カラ間
違テ居ルトハ申シマセヌガ、併シ是ハ私ハ
少シ地方ノ實情、今日ノ實況ヲ私ハ中央ノ
政治家ニ能ク見テ戴キタイト思フノデアリ
マス、今日地方殊ニ市町村ナドニ於テハ切
詰メルダケ切詰メテ居リマス、殊ニ只今御
話ニナリマシタ教育費、土木費ノ如キハ、
時ニハ成程、餘計ナモノモアリマセウ、ケレ
ドモ大體ニ於テハ非常ニ切詰メテ居ルノデ
アリマス、之ヲ其上ニ私ハ、切詰メルト云
フコトニナレバ、モウ學校モ止メタラ宜カ
ラウ、橋モ架ケナイデ宜シイ、傳染病ガ流
行テ來テモ避病院ナドヲ造ラナイデ宜シ
イ、是ナラバ行キマス、サウデナイ範圍ニ
於テ只今井上君ガ唯抽象的ニチヨット此表
ヲ今御覽ニナッテ、斯ウダト仰シヤッタ通り
ニ行クモノデハナイノデアリマス、殊ニ今

足リナクシテ誠ニ憐ムベキ所ニ入レテ居ル
町村モアル、甚シキハ學校ノ二階ガ落チテ
兒童ニ怪我ヲサスルト云フヤウナ實例モア
ルヤウナ譯デアリマシテ、今日ノ地方團體
ニ於キマシテハ十分私ハ、實際ノ上ニ於テ
ハ出來ルダケノ整理節約ヲシテ居ルト思フ
ノデアリマス、此上ノ整理節約ヲ爲スト云
フコトハ丁度國ノ事情ニ付テ整理節約ヲ爲
サッタノデアリマスガ、其結果ハ失業者ヲ出
シ、不景氣ヲ招來シタヤウナコトニナッタト
同シデ、地方ニ於テサウ云フヤウナコトガ
唯單ニ十分ニ出來得ルト云フ風ニ御考ニナ
レバ、是ハ私ハ正鶴ヲ必ズシモ得タモノデ
ハナイト思フノデアリマス、是ハ大藏大臣
デナク、地方ノ實情ニ即シテ行政整理ヲ爲
サレテ居ル内務大臣ガ御考慮ヲセネバナラ
ヒ御列席ノ上ニ於テ伺ヒタイト思フテ居
ヌト思フノデアリマス、内務大臣、大藏大臣
ノデアリマス、併シモウ其點ハ止メテ置キ
マス、大體ノ御趣旨トスル所ハ了承イタシ
マシタカラ、尙ホ減税ニ伴ヒマシテ、減税
セヌガ、此稅制案ニ付キマシテハ、或ハサ
ウ云フ點ニ付テノ御考慮ヲ願ヒタイト思フ
○大橋新太郎君　晝前大藏大臣ニ御質問申

上ゲマシタ時、御答辯ヲ願ヒマシタガ、大臣ガ大藏大臣ヲ引キ受ケテ以來ノ色々御苦心ノ御話モアリマシテ、現ニ此一般經濟界不振ノ結果、政府ノ歳入ガ一億何千万圓自然減收ニナリマシテ、ソレラヲ増稅モセズ、公債モ發行セズニヤルト云フコトスラモ非常ナ御苦心デアルト云フコトハ、我我モ側面ヨリ能ク存ジテ居リマス、殊ニ御説明中ニアリマシタ義務費ガ非常ニ多クナツテ居ルト云フコトハ、此參考資料ヲ頂戴イタシマシタ中ニ、義務費ダケデモ一箇年六億五千万圓モアル、此義務費ニ付キマシテモ、多少申上ゲタイコトガアリマスガ、是ハ茲ニ言フベキ時デアリマセヌカラ申上ゲマセヌガ、私ハ一般中央竝ニ地方ノ財政ヲ通ジマシテ一番金高ノ多イモノハ人件費デヤナイカト思フ、此御配布ニナラレマシタ参考書類三十八號ノ人件費ハ、一般會計デニ二億七千万圓、賞與金、特別會計ヲ合セテ六千何百万圓ト云フ僅ナ……、僅デハナイ、三億何千万ノ金高デ、一般普通會計、特別會計總テ合セマシタナラバ、人件費ト云フモノガ最モ大キイモノデヤナイカト思フノデアリマス、或ハ七八億ニモ達シテ居シナイカト側面カラ想像スル、又地方經濟ニ於キマシテモ、小學校教員初メ總テ合セ

マシタナラバ、人件費ナルモノガ相當大キ
イモノデヤナイカト思フ、サウシテ此事ニ
付キマシテハデスネ、曾テ新聞デ拜見シタ
ノデスケレドモ、大藏大臣ハ此前、歐羅
大戰後、物價ガ騰貴シタカラシテ、俸給…
總テ俸給ナリ何ナリノ人件費ヲ増シタノデ
アリマス、物價ノ下落シタ今日ニ於テハ、
相當減ラシテ見ヤウト云フ御考モアッタヤ
ウニ新聞デハ拜見シマシタガ、色ミノ事情
ノ下ニ御中止ニナリ、更ニ衆議院ノ質問應
答ノ速記錄ヲ拜見シマスト、此問題ニ付テ
ハ、イツモ質問ガアルガ、自分トシテハ人
件費ニ手ヲ著ケルコトハ言明ノ限りデナイン
ト云フ御辯明ニナツタコトヲ承知シテ居リ
マス、又今ノ社會政策ノ多イ所ニ、俸給生
活者ノアレヲ減ラスト云フコトハ、是ハ容
易ナラザル人心ニ影響ヲ及ボスモノデアリ
マスノデ、元來物價ガ騰シタカラ俸給ヲ上ゲタ
クノデ、物價ガ下タ爲ニ政府自ラモ切下ゲタ
ル、地方ニ於テモ小學校ノ教員モ、歐羅巴
ノ大戰後、諸物價ガ騰シタニ伴テ上ゲタニ
違ヒナイ、サウシテ又一方ニハ大藏省ノ所
得稅ノ稅制ヲ見テモ、千二百圓迄ノ俸給ノ
人ニハ所得稅ヲ掛ケナイ、斯ウ云フ風ノコ
トモデスネ、其當時ノ物價ノ情勢カラ致シ
テ、サウ云フコトヲ法律案ニ御出シニナラ

レルト云フコトモ、決シテ私共、其當時トシテハ無理デヤナカラウト思フガ、既ニ經濟界ガ今日ノヤウニ反動ヲ來シ、總テノ物價ハ下リ、米價ハ下リ、農民ナリ一般民間ノモノガ收入ガ減^タ時ニ俸給ノミヲ政府ガ下ゲル勇氣ガナイ、單リ政府ガ下ゲル勇氣ガナイト云フコトハ、政府ノ財政ノ上、地方財政ノ上ニ影響ヲ及ボスダケナラバ宜シウゴザイマスガ、ソレハ延イテ矢張り民間ノ事業界デモ是ト同ジ譯デ以テ、下ゲルコトガ出來マセヌ譯ニナリマス、是等ニ付テハ此財政行政ノ整理案ヲ御拵ヘニナッタナラバ、餘リ世論ガドウデアルトカ云フヤウナコトデ、世評ナドヲ考慮ナサラナイデ、信ジテ爲スベキコトガアツタナラバ、大イニ勇氣ヲ出シテ、オヤリニナルコトガ必要デナイカト思フノデアリマス、現ニ我ニ兩院議員ノ歲費モ、初メ八百圓デアツタモノガ千五百圓ニナリ、更ニ三千圓ニナッタノデアリマス、是モ物價騰貴ノ情況等ヲ能ク御覽ニナッテ、斯様ニ御上ゲニナッタノカモ知レマセヌガ、大臣ノ俸給ナドモ下ゲラレルヤウニナリマスレバ、ソレガ民間ニモ矢張リ反マセウカ、此點ニ付キマシテハ、一ツ此行

政財政ノ整理ヲ爲サル上ニ、大イニ御考慮

ヲ顧ヒタイト私ハ思フノデアリマス、更ニ

又行政竝ニ財政ノ此會ヲ御開キニナル時ニ

會員ヲドウ云フ風ニスルカ、是ハ政府ノ御

都合モアリマセウケレドモ、私ハ今ノ歐羅

巴大戰後、膨脹シタ所ノ中央財政竝ニ地方

財政ノ大緊縮ヲ唱ヘテ、無駄ヲセヌヤウニ

大整理ヲシヤウト云フヤウナ案ヲ御立テナ

サル調査會ハ思ヒ切ツテ政府ハ開放主義ニ、

矢張リ反對黨デアラウガ何デアラウガ、總

テ朝野ノ名士ヲ網羅シテ、大組織デ以テ、

此會が決議シタルコトハ誰モ承認スルト云

フヤウナ工合ニ、雅量ヲ以テ廣イ範圍ニ此

調査會ノ人員ヲ御選定ニナリマシテ、サウ

シテ其調査會ノ決メタコトハ兩院ノ議員ト

雖モ矢張リ協贊ヲ得ルダケノ價値スルモノ

ノ調査會ニ顧ヒタイト思フ、從來屢々色ミノ

調査會ガ出來マシテモ其結果ノ見ルベキモ

ノト云フモノハ割合ニ少イノデアリマスカ

ラ、此度ハモウ國家存立ノ必要上カラ其會

ヲ御持ヘニナル以上ハ、其會ヲシテ意義ア

ルモノニ一ツオヤリ下サルコトヲ切ニ希望

シテ止マヌノデアリマス
○國務大臣(井上準之助君) 御注意、御忠告ハ一々御尤デアリマシテ、能ク御忠告ノ趣意ヲ體シマシテ實行イタスコトニ注意イ

タシマス

○委員長(伯爵柳澤保惠君) 森田君ニ伺ヒ

マスルガ、只今、大藏大臣ガ御出席デゴザ

イマスガ、今日御質問ヲ爲サイマスカ

○森田福市君 時間ガ差支ナケレバヤリマ

スガ、ヤリ掛ケテ途中デ止メルコトハ非常ニ困ルノデス

○委員長(伯爵柳澤保惠君) 皆様、如何デ

ゴザイマセウ、森田君ノ御質問ハ長サウニ考ヘマスガ、如何デゴザイマスカ

〔「今日ハ此程度デ」「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○委員長(伯爵柳澤保惠君) 今日ハ是デ散

會イタシマス、明日ハ午前十時カラ開會イタシマス

水野鍊太郎君
伊澤多喜男君
大藏省主税局長 青木 得三君

大藏書記官 野津高次郎君
大藏省主税局長 青木 得三君

男爵小畠大太郎君
男爵黒田 長和君

男爵井上 清純君

片岡 直溫君

藤田 四郎君

湯地 幸平君

馬場 錄一君

長岡隆一郎君

後藤 文夫君

木村清四郎君

大橋新太郎君

森 平兵衛君

尾崎元次郎君

濱口儀兵衛君

田中 一馬君

小林 暢君

森田 福市君

大藏大臣 井上準之助君

内務省地方局長 次田大三郎君

内務大臣 安達 謙藏君

内務書記官 岡田 周造君

政府委員

大藏大臣 井上準之助君

内務大臣 安達 謙藏君

内務書記官 岡田 周造君

政府委員

大藏大臣 井上準之助君

内務大臣 安達 謙藏君

内務書記官 岡田 周造君

政府委員

大藏大臣 井上準之助君

内務大臣 安達 謙藏君

内務書記官 岡田 周造君

政府委員

大藏大臣 井上準之助君

内務大臣 安達 謙藏君

内務書記官 岡田 周造君

政府委員

大藏大臣 井上準之助君

内務大臣 安達 謙藏君

内務書記官 岡田 周造君

政府委員

大藏大臣 井上準之助君

内務大臣 安達 謙藏君

内務書記官 岡田 周造君

政府委員

大藏大臣 井上準之助君

内務大臣 安達 謙藏君

内務書記官 岡田 周造君

政府委員

大藏大臣 井上準之助君

内務大臣 安達 謙藏君

内務書記官 岡田 周造君

政府委員

大藏大臣 井上準之助君

内務大臣 安達 謙藏君

内務書記官 岡田 周造君

政府委員

大藏大臣 井上準之助君

内務大臣 安達 謙藏君

内務書記官 岡田 周造君

政府委員

大藏大臣 井上準之助君

内務大臣 安達 謙藏君

内務書記官 岡田 周造君

政府委員

大藏大臣 井上準之助君

内務大臣 安達 謙藏君

内務書記官 岡田 周造君

政府委員

大藏大臣 井上準之助君

内務大臣 安達 謙藏君

内務書記官 岡田 周造君

政府委員

大藏大臣 井上準之助君

内務大臣 安達 謙藏君

内務書記官 岡田 周造君

政府委員

大藏大臣 井上準之助君

内務大臣 安達 謙藏君

内務書記官 岡田 周造君

政府委員

大藏大臣 井上準之助君

内務大臣 安達 謙藏君

内務書記官 岡田 周造君

政府委員

大藏大臣 井上準之助君

内務大臣 安達 謙藏君

内務書記官 岡田 周造君

政府委員

大藏大臣 井上準之助君

内務大臣 安達 謙藏君

内務書記官 岡田 周造君

政府委員

大藏大臣 井上準之助君

内務大臣 安達 謙藏君

内務書記官 岡田 周造君

政府委員

大藏大臣 井上準之助君

内務大臣 安達 謙藏君

内務書記官 岡田 周造君

政府委員

大藏大臣 井上準之助君

内務大臣 安達 謙藏君

内務書記官 岡田 周造君

政府委員

大藏大臣 井上準之助君

内務大臣 安達 謙藏君

内務書記官 岡田 周造君

政府委員

大藏大臣 井上準之助君

内務大臣 安達 謙藏君

内務書記官 岡田 周造君

政府委員

大藏大臣 井上準之助君

内務大臣 安達 謙藏君

内務書記官 岡田 周造君

政府委員

大藏大臣 井上準之助君

内務大臣 安達 謙藏君

内務書記官 岡田 周造君

政府委員

大藏大臣 井上準之助君

内務大臣 安達 謙藏君

内務書記官 岡田 周造君

政府委員

大藏大臣 井上準之助君

内務大臣 安達 謙藏君

内務書記官 岡田 周造君

政府委員

大藏大臣 井上準之助君

内務大臣 安達 謙藏君

内務書記官 岡田 周造君

政府委員

大藏大臣 井上準之助君

内務大臣 安達 謙藏君

内務書記官 岡田 周造君

政府委員

大藏大臣 井上準之助君

内務大臣 安達 謙藏君

内務書記官 岡田 周造君

政府委員

大藏大臣 井上準之助君

内務大臣 安達 謙藏君

内務書記官 岡田 周造君

政府委員

大藏大臣 井上準之助君

内務大臣 安達 謙藏君

内務書記官 岡田 周造君

政府委員

大藏大臣 井上準之助君

内務大臣 安達 謙藏君

内務書記官 岡田 周造君

政府委員

大藏大臣 井上準之助君

内務大臣 安達 謙藏君

内務書記官 岡田 周造君

政府委員

大藏大臣 井上準之助君

内務大臣 安達 謙藏君

内務書記官 岡田 周造君

政府委員

大藏大臣 井上準之助君

内務大臣 安達 謙藏君

内務書記官 岡田 周造君

政府委員

大藏大臣 井上準之助君

内務大臣 安達 謙藏君

内務書記官 岡田 周造君

政府委員

大藏大臣 井上準之助君

内務大臣 安達 謙藏君

内務書記官 岡田 周造君

政府委員

大藏大臣 井上準之助君

内務大臣 安達 謙藏君

内務書記官 岡田 周造君

政府委員

大藏大臣 井上準之助君

内務大臣 安達 謙藏君

内務書記官 岡田 周造君

政府委員

大藏大臣 井上準之助君

内務大臣 安達 謙藏君

内務書記官 岡田 周造君

政府委員

大藏大臣 井上準之助君

内務大臣 安達 謙藏君

内務書記官 岡田 周造君

政府委員

大藏大臣 井上準之助君

内務大臣 安達 謙藏君

内務書記官 岡田 周造君

政府委員

大藏大臣 井上準之助君

内務大臣 安達 謙藏君

内務書記官 岡田 周造君

政府委員

大藏大臣 井上準之助君

内務大臣 安達 謙藏君

内務書記官 岡田 周造君

政府委員

大藏大臣 井上準之助君

内務大臣 安達 謙藏君

内務書記官 岡田 周造君

政府委員

大藏大臣 井上準之助君

内務大臣 安達 謙藏君

内務書記官 岡田 周造君

政府委員

大藏大臣 井上準之助君

内務大臣 安達 謙藏君

内務書記官 岡田 周造君

政府委員

大藏大臣 井上準之助君

内務大臣 安達 謙藏君

内務書記官 岡田 周造君

政府委員

大藏大臣 井上準之助君

内務大臣 安達 謙藏君

内務書記官 岡田 周造君

政府委員

大藏大臣 井上準之助君

内務大臣 安達 謙藏君

内務書記官 岡田 周造君

政府委員

大藏大臣 井上準之助君

内務大臣 安達 謙藏君

内務書記官 岡田 周造君

政府委員

大藏大臣 井上準之助君

内務大臣 安達 謙藏君

内務書記官 岡田 周造君

政府委員

昭和六年三月二十五日印刷

昭和六年三月二十六日發行

貴族院事務局

印刷者 内閣印刷局